

令和2年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年9月24日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第94号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第96号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第5	議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第6	議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案第99号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第8	議案第100号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第9	議案第101号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
第10	議案第102号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第11	議案第103号	字区域の変更について（河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区）
第12	議案第104号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
第13	議案第105号	指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）
第14	議案第106号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）
第15	議案第107号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
第16	議案第108号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第17	議案第109号	令和2年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第18	議案第110号	令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）
第19	議案第111号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）
第20	認定第1号	令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第2号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第3号	令和元年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第4号	令和元年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第5号	令和元年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第6号	令和元年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第7号	令和元年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第33	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第34	意見第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
第35	意見第4号	新型コロナウイルス感染症に係る新たな支援制度の創設を求める意見書
第36	意見第5号	防災・減災、国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第94号	飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第95号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第96号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第97号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第6	議案第98号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第7	議案第99号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第8	議案第100号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第101号	飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第102号	飛騨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第103号	字区域の変更について（河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区）
日程第12	議案第104号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第105号	指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）
日程第14	議案第106号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）
日程第15	議案第107号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）
日程第16	議案第108号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
日程第17	議案第109号	令和2年度 飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
日程第18	議案第110号	令和2年度 飛騨市給食費特別会計補正予算（補正第1号）
日程第19	議案第111号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）
日程第20	認定第1号	令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第2号	令和元年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第3号	令和元年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第4号	令和元年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第5号	令和元年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第6号	令和元年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第26	認定第7号	令和元年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27	認定第8号	令和元年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第28	認定第9号	令和元年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第29	認定第10号	令和元年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第30	認定第11号	令和元年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第31	認定第12号	令和元年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第32	認定第13号	令和元年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
日程第33	認定第14号	令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第34		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	德 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
代表監査委員	島 田 哲 吉
総務部長	泉 原 利 匡
企画部長	岡 部 浩 司
基盤整備部長	青 木 孝 則
商工観光部長	清 水 貢 司
農林部長	青 垣 俊 史
市民福祉部長	藤 井 弘 樹
会計管理者	森 英 樹
消防長	中 畑 和 也
病院管理室長	佐 藤 直 樹
危機管理監	坂 田 治 民
議会事務局長兼監査 委員事務局長	野 村 賢 一

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番、住田議員、8番、徳島議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第94号 飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第33 認定第14号 令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第34 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第33、認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの32案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。32案件の質疑とあわせて、これより日程第34、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

今回は大きく3点についてお聞きをいたします。

最初に地域の活力と公共施設、公営住宅についてということで地域における市有施設の有効活用に関してお考えをお聞きしたいと思います。タイトルは大きく構えましたが、質問は公営住宅杉原団地についてということでもあります。

市は、飛騨市公共施設等総合管理計画、平成29年の3月に策定されておりますけれども、その中で第3章公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な計画とい

うことで、何点かあがっていますが、その中に財政負担に資する市有財産の有効活用として、「財政負担の軽減に資するよう低利用、未利用の市有財産は民間活用を図るなど有効活用するための方策が課題です」としています。

また第4章、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針のうち、市営住宅について「市営住宅の経過年数及び修繕履歴等による評価を行い、統合や用途廃止を検討するとともに将来の人口推移や住宅困窮者のニーズ、民間賃貸住宅等の情勢等を踏まえ、市営住宅の適正な住宅戸数の確保に努めます」とされています。

また、ことし2月につくられました飛騨市総合政指針では、「地域コミュニティについて人口減少の進行により、中略しますけれども、例えば地域の担い手の不足により除雪作業や災害時の避難等に支障が出たり、行事ができなくなる。また、消防団員が減少し高齢化が進んでいる。今後こうした地域の自立的な活動がさらに弱体化する恐れがあることから市民全員でお互いを支え合うコミュニティの形成が重要になっている」というようなことになっています。

さて、杉原の市営住宅ですけれども、ここは昭和58年の建築で約37年が経過をしております。公営住宅法の中で公営住宅の耐用年数は木造で30年とされています。公営住宅については、その入居者資格として同居親族要件、入居収入基準、住宅困窮要件があり、それぞれ法に基づいて条例で定めてあります。条例の中で、杉原、西忍、林、山之村の団地につきましては、単身で入居させることができるようにとくに定めてあるんですけれども、これはとくに地域性に配慮されて追加された条文ではないかというふうに思っております。そこで、お伺いをいたします。

まず1点目、杉原団地の2棟について建て替えの予定についてはあるのでしょうか。

2点目、条例で定めている入居収入基準が上限は、15万8,000円となっております。この上限を廃止し、収入に応じた家賃に改めることはできないでしょうか。

3点目、除却についての考え方はありますか。売却や取り壊しについて検討をされておるのでしょうか。お伺いをいたします。収入額がネックになって、杉原地域周辺なんですけれども、そこに住みたいと思う若者が応募を諦めた、そんな話を聞きました。また、収入超過となってやむを得ず他の地域へ転出された、そんな方もいるというふうに伺っております。いずれもこの地域、区に住み、地域のことに関わり、地域の人と過ごしたい、そういう思いの強いお方だというふうにお聞きをしておりますけれども。当該地区は宅地化できる土地を探すのも地形上難しい、そんな地域でもあります。こうしたことを踏まえて、地域にとって、市にとって、本人にとっても三方よしにならないものかというようなことを思います。また、この地域でなくても他のまちでもこうしたことが起きてくるのではないかなというような思いの中で質問をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

青木基盤整備部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

おはようございます。

それでは、1点目の杉原団地の2棟について、建て替えの予定と3点目の除却についての考えにつきましては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

公営住宅法において公営住宅の木造の耐用年数は30年とされておりますが、杉原団地は建築より約37年が経過しています。

他方、平成25年度に行った予防・保全の観点からの調査結果によると、現行の建築基準法の耐震基準を満たしていることから、修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図る方針として、建て替えは行わないと決定したところです。これに基づき、平成26年度には飛騨市公営住宅等長寿命化計画を策定、平成27年度に国の社会資本整備総合交付金を活用し、外壁や木部の塗装修繕工事を実施いたしました。

これにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の、財産処分の制限期間である10年を経過しない限り、除却をすることはできないこととなっております。

なお、財産処分制限期間が経過した際には、再度、当該施設における修繕の必要性の有無を確認したうえで、地元の意向等も聞き取り、今後の利活用について、用途廃止や除却についても検討してまいりたいと思います。

2点目の入居収入基準上限額の廃止については、中堅所得者が入居できるようにとのご提案と捉えたうえでお答えします。公営住宅法では、公営住宅として建設されたものを中堅所得者向けに活用する「みなし特定公共賃貸住宅」制度が設けられており、市の条例を改正し国の承認を得れば活用可能となります。杉原団地における本制度の適用については、宮川地区の他の市営住宅の応募状況など地域の実情を見ながら、今後検討を行います。なお、「みなし特定公共賃貸住宅」に位置づけますと、今度は低所得者が入居できる住宅とならないため、中堅所得者の退去後に低所得者の入居希望があれば、改めて公営住宅として活用できるよう国の承認を得る手続きを行うことが必要となります。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○2番（水上雅廣）

ありがとうございます。よくわかるように説明をいただいたと思います。少しお聞きをさせていただきますけれども、長寿命化を平成27年度にされた外壁塗装工事ということでありましたけれども、それによる耐用年数というのは10年延びたってという解釈でよろしいのか。

それともう1点、長寿命化の財源内訳についてわかる範囲で結構ですけれども教えてくださいたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

耐用年数自体が10年延びるというものではございません。10年というのは、あくまでも適正化法上の話ですので、それで延命と言いますか長寿命化を図るということです。これで5年延びるのか、15年延びるかは、その都度の調査結果のもとでわかってくるものだと思います。金額と言いますか、今の長寿命化の計画の使用金額については、ちょっと数字を把握できておりませんのでよろしくお願いたします。

○2番（水上雅廣）

耐用年数ではなくて適正化法で10年の制限があるということで理解をいたします。ただ、先ほどもおっしゃいましたけれども、みなし特定公共賃貸住宅に変えてしまうと、条例で制定すると、今度は低所得者の入居が困難になるとおっしゃった。それでよろしいですか。それも含めて、何ていうのかな、その上限撤廃をしながらその低所得もいわゆる公営住宅よりもその所得が上がる方、そういった方がその所得に関係なく入居ができるようなということは、これは不可能というか条例上制定できないということで理解すればよろしいのかどうかそのへんをちょっとお伺いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

公営住宅法による補助いただいて建設しておりますので、この法律の中でのとってやります。先ほども言いましたように除却というんですか、用途廃止ですね。この住宅自体がもう公営住宅じゃなくていいよという判断の方向性になれば用途廃止をした中で市の別の住宅、特定住宅の管理というのも可能ですし、例えば、そのときにちょうどそこをほしいという方がみえれば売却するという事も検討できます。古川町時代ですけれど上気多団地というのが用途廃止をかけて、そのおのおの住んでみえる方に売却するという事をやったことがございます。

○2番（水上雅廣）

ということは、平成27年ですから令和7年まで一応適正化法で縛りがあるというような解釈ですかね。そうは言いながらですよ、今も募集をしていただいておりますけれども、何か相談はあったのか。なかったのか。入居者の応募があったというふうには伺ってないわけです。地元でも入りたい方は多分いらっしゃると思うんですけれども、このへんのところがやはりネックになって、どうしても入れない。そんなことも聞いておりますから、できれば、できればよき方向で条例含めてですよ、すぐに特定住宅みたいな考え方になるのかどうかはご検討いただきたいと思いますけれども、何とかその地域の特殊性みたいなものを考慮いただいて、改めて考えていただきたいと思いますし、10年に縛られず、例えば売却なんていうことがすぐには思いませんが、その

間ですね、例えばそれを上乘せするような考え方もあるんじゃないかと思うわけです。そうしたことも含めて、一度ぜひ検討をしていただきたいと思えますけれど、それはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

飛騨市の全体の公営住宅とか市営住宅を管理している中で一カ所だけをその随時随時で特例というかたちもなかなか難しいと思えますし、地域の特性というのも各地で違う部分があります。こちらのほうについては、基盤整備部のほうでまたちょっと調査かけてまして、どういう方針が一番いいのかというふうな議題として考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○2番（水上雅廣）

何とか入居しやすい住宅にしていいただきたい。やっぱり市としても入っていただいて収入がないのもどうかなと思います。地域の方は住みたいという要望はあるのでしたら、くどいようですがもお考えをいただければありがたいと思います。今議会に提供をいただいております決算の主要事業施策の成果に関する説明書をいただいておりますけれども、この中で「公共施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化を踏まえ、個々の施設ごとの今後の方向性や具体的対策を示す個別施設計画の策定に取り組んだ。今後は予防保全、転用や廃止と仕分けをしていく」そのような記述を拝見をいたしました。今回はとくに公営住宅の杉原団地ということで取り上げて質問させていただきましたけれども、今後そうやって市有施設の方向性を考えていただくときに地域の意見もお聞きをいただきながらいろんな観点から望ましい活用の方向、処分含めてですね、職員の皆さんの中でしっかりと検討していただきたい。そんなことを望んでおります。

ということで、次の質問に入らせていただきます。

次に地域支援ということで質問させていただきます。昨年の9月議会において防犯灯設置補助金というものが予算化をされております。事業費としては小規模ではありますがけれども、行政区の運営の一助になっていると思えますし、小さな集落に目を向けていただいた施策の1つじゃないかなというふうに推察をいたします。

市は、中山間地総合整備事業などを活用し農業振興に係る施設整備の負担金の軽減を図るなど住民の負担に配慮した事業を積極的に確保しようとしていただいていることなど集落の維持に努めているといただいているものと承知をしております。平成31年3月議会の一般質問の中で、ある議員から合併後の成果と弊害について市長の見解を問われた際に、市長は成果は、合併特例債の有効活用、人件費の削減。弊害は細かいまちづくりの機動力減少を挙げられ、旧町村単位、できれば昭和の大合併前の町村単位で地域資源の掘り起こしをして、まちづくりに取り組んでいく必要があるのではないかというように述べられております。

また、昨日も一般質問をされた人の中で同様のようことを述べられたというふうに記憶をしております。まさしく今、市長がさまざま取り組んでいらっしゃる施策が集落の維持、安全安心な生活、地域経済の再生、すこやかな地域づくり、移住や交流の促進の拡大、そういったものにつながっていくのだろうと思っておりますし、そうあってほしいというふうに望んでおります。

ただ、こうしていろいろ施策を行っていただく中でも、とくに中山間の小さな集落、高齢化の進んだ集落ではいろんな面で負担も大きくて環境整備や生産基盤の維持など苦慮しているそんな事情もあります。

今回は、1つの集落を例に取り上げますが、宮川町のある区では戸数が4戸、区で独自で市道、約5キロメートルありますけれども、その草刈りなどを行っておりますし、当然林道の草刈り、側溝の清掃あるいは用水路の整備といったようなものも区で行っていらっしゃいます。

中山間の直接支払制度を活用されながら今後も続けていけることは継続していきたいという思いがあるとは聞いておるんですけれども、その中でとくに獣害について被害が大きい。喫緊の課題やということで伺っております。農地や農作物を獣害から守るためにそれぞれの各戸でワイヤーメッシュや電気柵、そういったものを設置をされまして防御をされておるんですけれども、クマやイノシシ、これによって破壊をされて、毎日のように補修や補強をしなければならない。そんな状況になっているとお聞きしております。ときには修理をしている最中にイノシシが後ろ通過するとか横にいたとか、そんな話もありまして、とくにも身の危険を感じたことも幾度かあるようなことも伺いました。その地域、二重に電気柵、メッシュの柵、もう一つ、三重に普通の網みたいなものもされて、そのように対策をされておるんですけれども、次から次と弱いところを破壊していく。学習能力があるのかなとそんなことも思うんですけれども、そんな状況だそうですね。それと田畑を国庫圃場整備してあるんですけれども、どうしても山間地の圃場というのは、法面が大きくてですね、そういったところも掘ってしまう。そうすると、今般のとんでもない雨が降ったりするような状況が頻繁にありますから、そうしたときにそこが崩れてですね、大きな被害をもたらすというようなこともあるんじゃないかというふうに思います。この区では、そういった農地や農作物の被害ということだけでなく、人そのものの危険があるのではないかな。できれば集落全体を囲うようなことが必要なのかもしれないというふうに思います。しかしながら、小さな集落ですから労力や金銭的な面で重厚な柵の設置はなかなか困難ではないかというふうに思っております。

市では、原材料の支給や中山間総合整備事業など支援をしていただける事業があるというふうには聞いておるんですけれども、前者については、設置の費用をどうしても手間がかかりますし、それを委託しようとするとも負担も大きくなるというようなことでしょうし、後者については、費用対効果、BバイCなんですけど、これがどうしても議論をされてしまうというようなことで、採択がなかなか難しい状況かなというふうなこと

も思っております。

また、宮川町では、集落の環境それから景観維持のモデル地区というようなことで種蔵の集落があります。市も一生懸命取り組んでいただいておりますし、種蔵を守り育てる会の皆さんをはじめとして多くのボランティアの方々に支えられているような現状もあります。ただこれを同様にこの区にはめようと思ってもなかなか難しいんじゃないかなということをおもうわけです。それからBバイCをあげるために収益をあげたいということで何か農作物をとというようなことを思いますけれども、新たなどころもなかなか今すぐ今できるかと言われれば困難だというような思いであります。

そこでまず1つ目ですけれども、小集落への支援についてお伺いをいたします。獣害防止柵の設置にかかる区民の負担軽減を図ることはできないでしょうか。

また、この区、モデル地区として各種事業における補助率の嵩上げですとか負担金の軽減、新規作物の導入支援、森林整備など小集落支援制度といったようなものをお考えいただくことができないでしょうか。

2点目として、部課横断的な検討をということですが、いずれこれに類する課題を抱える集落も出てくるのではないかな。現にあるのかもしれない。と思いますけれども、市におかれては、どこそこの部、課、担当ということではなくて、組織横断的にこういったことをもう検討していただくことができないかというようなことをお聞きをいたしたいと思います。お願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。地域支援についてのお尋ねでございます。

関連があるので、2点まとめてご答弁申し上げたいと思います。

人口減少もありますし、高齢世帯の増加もあるんですが、地域活動の維持が困難になってきている地区、行政区が増えておるということは、さまざまところで伺っておりますし、また困難となっている活動の範囲も、今獣害対策を取り上げていただきましたけれども、そのみならず集落行政区単位で行われている活動全てに及んでおるということを最近とくに実感をいたしております。

こうしたこともありますもんですから、一部地域では行政区の再編、あるいは統合といった動きがあるのも承知しておりますし、宮川町でもそういった中央区、そういった流れもあったわけでありまして、古川町内でもそういった議論が実際行われております。

ただ、再編を行ったからといってそれが最終的な解決にはならないということも、これも十分承知をしておるわけでございます。

他方で、抜本的な対策、解決策があるかということ、これもなかなか難しいというのも現実でありまして、そうしたジレンマの中で、市としてはできる限りのことをさせてい

ただくという思いの中で、細かな支援策の試行錯誤を積み重ねながらですね、徐々に有効な手立を見出していくしかないというのが現実であるというふうに認識をしております。

そうした試行錯誤の一環として、先ほどの防犯灯の設置補助金のことに触れていただきましたけども、これなんかその例でありまして、小規模行政区でも各戸の費用負担が大きくならないように、世帯数に応じて上乘せ補助をする。

通常で言う、今までで言えば、行政区の間でそれは不公平になるからということで、そういった手法は取ってこなかったわけですが、しかしもう今やそういったことを言っている場合ではないという認識のもとで講じたのが、この補助金の考え方でございました。

そうした行政区の実情に応じて柔軟に対応するということがまずは、今やっていくべき試行錯誤の第一歩なのかなというふうに思うわけでありまして。

お尋ねの獣害防止柵の設置費用の負担でありますけども、農林水産省、それから市の鳥獣被害防止総合対策事業では、業者に委託する場合の事業費の3分の2以内の補助、自主施工の場合は柵の原材料を支給するというようになっておるわけでありまして、小規模行政区にとってみるとお金のことももちろんあるんですが、人的能力の負担も大きいということで、このあたりについてですね、改めて現状を伺いつつ、その軽減策、どういうふうにしたらいいのかということについて知恵を絞っていきいたいなというふうに思っておるところでございます。

こうした手法については、組織横断的な検討・展開ということが必要になるわけですが、私自身としてはどこかに担当を決めるという考え方を持っておりませんで、実際に毎年、間もなく始まりますけども来年度に向けての政策協議というのを行ってありますが、その中で総合政策課が全体的な議論を各部局と行ったうえで、市長協議、副市長協議の際にですね、関連するテーマに応じて部局を集めて議論をしておりますので、そうした市長のもとでの横断の検討体制という中で、どこに担当させたらいいのかということもあわせて議論しておりますので、決してどこかの担当がということではなくて、事案に応じながらやっていくという考え方でおるということでございます。

今の新型コロナ対策も同様の考え方で取り組んでおりますし、こうした取り組みをしていく中で、部局を越えた連携の政策立案というのはだいぶできるようになってきているという大変手応えを感じておりますので、同様の仕組みの中でこれから横断的な検討とか、事例の横展開ということに取り組んでいきたいと思っております。なかなか歯切れのいい答弁にならなくて大変申しわけないんですけども、そのような思いでおるということをご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

ありがとうございました。この質問については、私もどうやってまとめていいのか

というのはあったんですけれども、地域の実情はわかっているとは思いますが、できればそのもう少し大きな枠の中で、地域振興の何かがスキームをつくっていただくようなことも思っておったんですけれどもなかなかそこまで私も至らなかったものですからそういった中で市長にはこの質問で意を汲んでいただいた答弁をしていただけたというふうに思います。ですから改めてこれについて再質問はないんですけれども、この地区を含めてですね、いろんなところで今も話ありましたけれども、自分でももちろんがんばっていらっしゃるし、地域の中でも共助といいますかね、皆さんの中でがんばっていらっしゃる。でもそれでもなおかつやっぱりどうしても公助が必要というところの地域というのがあると思う。そうしたことも踏まえながらこれからもそれぞれのまちの中山間地、山間部なんかとくにそうなんですけれども、そういったところに目を向けていただいて、条件不利地域であっても、しっかりと生活基盤、生産基盤が支えられて集落機能が維持できるようにそういった施策の検討あるいは展開ということをお願いをしたいと思います。

これについてはよろしくお願いたします。

それでは、最後になりますけど3つ目の質問に移ります。ケーブルテレビの整備についてお伺いをいたします。ケーブルテレビの整備運営については、6月定例会の折に一般質問で触れさせていただいております。その後補助制度があるようなことがございますけれども、今はプロポーザルの業者選定にまで着手をいただいているということで、そうした対応については感謝申し上げたいと思います。本当に有意義な事業となるように大きな投資でしようからそのように願っております。そんな中で少し応募要領を見させていただきましたけれども、少しだけ気になる点が散見されたということで、質問させていただきますけれども、まず1点目、改めてですけども、今回の整備は市内全域が対象ではないということなのでしょうか。全域でないとするれば、その理由を改めてお伺いをさせていただきます。2点目、審査委員につきましては、どういう方で構成をされているのでしょうか。3点目、審査基準についてですけども、事業費と事業者、会社なんですけれども、規模に重点が置かれ、自主放送への取り組み評価が低いのではないかなというふうに思えるような評点、これは個人的な思いでありますけれども、そのように思われるのですけれども、このへんについては、どのようなお考えなのでしょうか。4点目、低所得者等の皆さんへの負担軽減ということで、現在の飛騨市ケーブルテレビ加入者からは新たな加入負担金や引込工事にかかる費用を徴収しないことということになっていると思います。このことは、今まで宮川町、河合町、古川町の一部もそうですけれども、難視聴対策を重点的に進める中で、ケーブルテレビの設置というようなことで、本当に何十年苦勞をしてきて、やっとで今に至って、今こうして新たなものをつくっていただけることができるようになりつつあるということです。そうした苦勞も少しだけお伝えをしておきたいんですけれども、そういったことも含めながらですが、できることなら新規の区間もあるわけです。新規加入者において、例えば独居老人の世帯で

ありますとか低所得の世帯がある。そういった方々のところへの引き込みなどそういった負担について軽減を図っていただくことを考えていただけないかということをお聞きをいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、ケーブルテレビの整備について、まず1点目の今回の整備の対象地域についてお答えします。今回の整備では、現在飛騨市で行っているケーブルテレビ事業を引き継いでいただくことを前提としておりますので、対象地域は市内全域ではなく、飛騨市で行っているケーブルテレビ事業のサービス提供範囲を基本としています。ただし、例外として、民間による高速ブロードバンドサービスの提供予定がない地域、具体的には神岡町寺林、堀之内、梨ヶ根については対象範囲に含めています。

なお、選定された事業者が、それ以外の地域での事業展開をされることについては何ら問題なく、むしろ市としては歓迎すべき内容だと考えますが、これについては事業者が経営判断として検討される事項であると考えております。

次に2点目の審査委員の構成についてお答えします。

選定についての審査を行っていただく方については、大学等の研究者の方2名、行政関係の方1名、市民の方1名、市役所職員1名の5名を予定しております。

なお、審査前であることからこれ以上の詳細の公表は差し控えさせていただきます。

次に3点目の審査基準の考え方についてお答えします。

審査の基準については、事業承継後において、安定的に事業の維持をしていただけることが最も重要な点であると考えており、それに関連する項目について加重をしております。

また、事業費については、市の負担に直結しますので、同様に重要であると考えております。

自主放送につきましては、今回の事業承継に際して大きく内容を変更する予定がなく、当面の間、現状の自主放送の内容を維持していく見込みであることから、とくに重要であるとの位置づけはしておりません。

次に4点目の低所得者等の負担軽減についてお答えします。

現在、市直営のケーブルテレビ事業における低所得者等に対する負担軽減策としては、生活保護世帯に対する加入金及び使用料の免除があります。テレビ難視聴地域における生活困窮者支援としてケーブルテレビの費用に対する負担軽減は必要と考えますので、対応等について検討したいと考えています。

なお、その場合の費用負担については、難視聴地域以外との公平性の観点から、ケーブルテレビ事業者に対処を求めることは適当でないと考えますので、市が行うことにな

ると考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○2番（水上雅廣）

今、プロポーザルをやっている最中ですよ。なので、あまり細かなところまでいくと、その審査とかいろんなことに差し障りがあるのかなと思いますからちょっと控えたいなと思うんですけど、ちょっとだけ。きのう何人かの質問があった中でですね、例えば、3市1村の災害情報や被害情報を知ることができたらいいなというようなことを申された議員がありますし、それから見守り支援の活動なんかもできれば、そういった活動内容を含めて、ケーブルテレビなどで配信できればどうかなみたいなことをおっしゃった議員もいらっしゃったように記憶しております。ですから自主放送については、さほど重要ではないという思いだとおっしゃいましたけれどもそのへんについてはどう考えですか。私もそれは画像配信とかいろんなことについては、自主放送というのは、ものすごく大変なことやっというのは、認識はしておるんですけども、でもやっぱりそういう要望があるのであれば、そのへんも観点として含めていただいてもいいのかなというように思いの中でお聞きをさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議員おっしゃったとおり、いろんな情報をケーブルテレビで流すということは大事だと思っておりますが、今回のプロポーザルに関しては、事業承継がスムーズに、またうまく事業を継続していただけるという観点を重点というようなことで、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

自主放送につきましても審査の項目等にもございますので、審査の中では加味していくということになるかと思っておりますので、そういうような提案を待ちたいなというようなことを思っております。

○2番（水上雅廣）

せっかくこうして改修をしていただけるわけですから、そういったこともので結構ですけども含めて検討をいただくとありがたいと思います。何よりもみんなが期待しておる事業でありますからきちんと確実に皆が喜んでいただける施設になるように整備のほうをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、職員入れ替えのため暫時休憩いたします。再開を午前10時45分といたします。

（ 休憩 午前10時43分 再開 午前10時45分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。次に、12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

ことし3月に生じた指定管理者の撤退にはショックを受けました。それで、いま一度、公共サービスのあり方について、市の考え方を確認したく、今回質問いたします。振り返ってみますと、地方自治体で公共サービスの民営化、アウトソーシングを進めるために1999年のPFI法制定から、このPFIというのはですね、正式名は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律とちょっと長いので、これからはPFIとさせていただきます。そのPFI法制定から規制緩和やそして、2003年には、地方自治法の一部改正で公の施設の指定管理者制度ができました。民営化に関わる法律はですね、いろいろ整備されてきています。調べただけでも10件以上ありまして、本当にいろいろこの民営化に関する法律はこの20年の間にいろいろされてきたと思っております。

しかし、本来の公共サービスはどうあるべきかということを考える時期がきているかなと思っております。それはですね、指定管理者制度によるマイナスな面も露呈されてきて、いろいろ全国的には報告されているからです。これまで他市のことだと思っておりましたけれど、3月のことでも飛騨市でも表面化してきたかなと思っております。公共サービスを提供する場が公共施設であり、飛騨市は、先ほども出ましたけれども、飛騨市公共施設等総合管理計画書なるもので公共サービスの最適かつ持続可能を目指しております。

先日、説明されました水道料金の値上げもその旨を受けてのことでもあるし、2018年PFI法の見直しによったり、また水道法改正に伴うものと考えております。PFIや地方独立行政法人は飛騨市では規模的に受け入れている状況ではありませんので、今回私は指定管理に対する考えを伺いたいと思います。

それでは、指定管理をとおして公共サービスの市の考え方を問うといたしまして、まず1つ、指定管理者の評価は、全国8割近くの施設で行われていますけれども、どうし

て飛騨市は今年度からなんですか。

2番目に指定管理者と締結する基本協定書、業務仕様書の見直しはされてきていますかということです。

3番目、指定管理者選定には、公平を理由に公募の言葉がよく使われておりますけれども本当に公募が最重要であるのでしょうか。私は形式主義にとらわれすぎていないかと思っておりますが。

4番目、直営から指定管理に移行したときにですね、私が飛騨市議になった当初ですね、2004年からですから、そのころから指定管理制度が出てきて、議会であげられました。そのときですね、民間活力の利用でサービスの向上や経費削減がいわれておりました。この民間活力とは何を指しているのだろうか。判断基準となるものがあるのでしょうか。経費削減と言われているんですけど、サービスは向上しているのでしょうかねということなんです。

5番目に指定管理者と交わす業務仕様書には法令順守が書かれておりますけれど、この法令がちゃんと遵守されているかチェックされていますかということです。労働基準法に抵触するようなことはないのでしょうかということです。

6番目にこの公共サービスというのもですね、多種多様なものになってきております。しかし、人口減少、高齢化社会において維持管理費の伴う公共施設の新設にはよほど慎重にセレクトしなければならなくて、後年度負担を考えると、先ほども言いましたように政府が推し進めているということで、政府等の援助、補助金等がある事業だからといって飛びついてはいけない。慎重になる必要があると思うんですが、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

7番目、先ほどの評価なんですが、ことしから始める、外部に委託するつもりはありますか。全国的にも外部に委託して評価を得ているというのは二十数パーセントぐらいで低いんですけど、その点はどうかお考えでしょうか。

8番目、評価には知見とプロフェッショナルな職員が必要でありますけれど、各部署のそれぞれ指定管理している部署の職員能力をどのように判断していらっしゃるのでしょうか。

9番目、指定管理者制度が始まって10年以上経ちますが、メリットとデメリットをどのように飛騨市は分析されているのでしょうか。

10番目、究極的に考えますと、公共サービスとは民間にはできないことに絞っていくべきであらうかなと私自身考えております。しかし、そんなことばかり言っていられないことも理解しております。それゆえ、この基本理念にはとどまっておりますけれども、2009年でしたか、公共サービス基本法というものが制定されております。私は、いま一度公共サービス基本法の理念というものもしっかりと心得る必要があると思うんですが、その点はどのようにお考えなののでしょうか。以上、10点についてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

指定管理、公共サービスのお尋ねでございます。今回も大変骨太なテーマをいただきました。10点のご質問でございますけれども、私からは4点目の民間活力の件、6点目の公共施設の新設の件、それから9点目の指定管理者のメリット・デメリット、それから公共サービス基本法、10点目ですね、4点まとめてお答えをいたしたいと思えます。この指定管理者制度のご質問なんですけど、この指定管理者制度、民間事業者等が有するノウハウ、これ民間活力でありますけど、これを活用することで、住民サービスの質の向上を図っていくと。それでもって施設の設置目的を効果的に達成するという制度でございます。地方自治法の改正で、平成15年9月に設けられたということでございますが、これ結構大きな改正で、それまで公の施設は地方自治体かいわゆる第3セクター法人、自治体出資の法人に管理委託をするということにされとったわけでありまして。しかし、この指定管理者制度の導入によって、民間の営利企業を含めた法人が受託され、できる指定管理者制度に一元化されたということでございまして、いわゆる直営で全体的に管理委託、民間委託するところができなくなったわけですね。全部この指定管理という制度にしなきゃいけないということになったということでございます。そのために今、公の施設の管理は、この指定管理者制度ということになっているわけでありまして、私自身はこの制度決していい制度だと思っておりません。なぜいい制度だと思わないかというその問題の第1ですが、そもそも民間活力というものが必ず存在するわけではないということです。ここでいう民間活力というのは分析すれば、民間企業の事業実施能力、資金調達能力、それから集客能力、商品サービスの開発能力とこういったものじゃないかというふうに思われますけれども、それを活用することで良質なサービスとコストの削減を図られる。収益の改善を図られる。当然、役所がやるよりいいだろうとこういう前提なんですね。

しかし、都市部のようにたくさんサービス系の企業が存在して競争性が発揮できる地域であればいいんですが、過疎地域はそもそもサービス系の企業自体が少ない。競争性が保てない。指定管理を担う民間事業者が必ずしも十分な活力を有していないというのが実態である。にも関わらず、指定管理者制度で管理してもらわないといけないという制度なので、指定管理制度を提供せざるを得ない。ここに大きな矛盾があるということでございます。問題の第2は、この指定管理制度の制約が極めて大きいということです。指定管理者は、民間事業者ですから当然利益を出す必要があります。通常本業とは別に指定管理者になるわけでありまして、本業があるのに指定管理者制度を受けるわけですから十分な利益が上がりなければわざわざ手を出す理由はないわけですね。ところが、地方自治法は公の施設の利用に関して決して柔軟な考え方にはなっておりませんで、観

光系のような施設でも自由な活動で利益をあげようとする目的外利用だということと制約が生じるわけであり、自主事業として自治体が認めるということは独自にできるわけであり、これは市民あるいは国民の意識という問題があって、指定管理者制度で本来は適正な利益をあげることが前提な制度なわけです。ところがそれが広がっていないので、利益をあげようとする「税金でつくった施設で儲けている、何だ」とこういう批判が根強く出てくる。したがって、利益をあげて維持をしていくということに対して制約が出てしまう。こういうことじゃないかと思えます。そうなりますと、結局ある程度の利益を確保するためには適正な指定管理料というのを出さないとはいけません。ところが自治体側は、財政的な厳しさから指定管理料の切り下げ圧力というのは当然強くなってまいりますので、結果的に指定管理者に過度な負担をしいて、場合によっては労働者の賃金カットまでいたるとこういうことが全国的に実態なのではないかというふうに思うわけです。こうなると、指定管理者というのは、もうそこにとどまっている理由はないわけであり、指定管理の期間中でも一定の手続きを踏んでやめましたと、撤退しますということがいえるわけですね。そうすると結局最後は行政が困るわけであり、そのように非常にさまざまな矛盾を孕んでいるのはこの指定管理者制度であると考えております。

そうした認識に立って、私自身は公共施設の運営については今から申し上げるような考え方なんですが、まず採算が明らかにとれないと思われる施設については極力直営で運営すべきだとこのように思っております。

例えば、この飛騨市役所、この建物は、一銭も金が入ってきません。大赤字施設です。これを指定管理しないのは、元来採算を取れる施設じゃないからですね。同様にですね、こうした採算が明らかにとれない施設は極力直営で運営すべきである。地方自治法は施設全体の管理運営委託をするという手法を認めておりませんから使用料等の収受にも手間がかかりますし、運営スタッフも市の会計年度任用職員になるなど、不便な点は当然出てきます。ですけれども民間企業で十分な利益が確保できる状態でないとなれば、これはいたしかたないと考えるほかはないということでございます。

それから次に指定管理施設については文教福祉系と観光産業系に考え方を分ける必要がある。文教福祉系と観光産業で考え方を分ける必要がある。このように思います。このうち、文化・スポーツ・コミュニティー施設、障がい福祉・介護などの文教福祉系の施設については元来、利益をあげるものではありませんから、これは必要な運営費は指定管理料でしっかり措置をしたうえで、市の連携のもとで運営してもらいたいというふうに考えております。ただし、福祉系の施設で公的制度、例えば介護保険とか障がい者総合支援法とかそうした公的制度による収入があって、民間運営が周りで行われている、世の中で行われているということが一般的なタイプな施設については、指定管理をやってもらうことで減価償却不要なわけですからその部分利益の幅が出てくるはずで、したがって、原則として指定管理料をゼロ円であるべきだ、このように考えており

ます。他方、宿泊入浴、それからスポーツ施設、農産物直売所などの観光産業系の施設については、法の制約の中でも市の関与を極力控えて、できる限り自主事業を広く認め、また目的外使用をゆるやかにかえしていくことで利益をあげてもらいやすくする必要があります。つまり儲けてもらいやすくする必要がありますとこのように考えておりました、それによって施設の利用を増やして、従業員の給与を増やして、最終的に指定管理料ゼロ円を目指していく。これが市民の利益にかなうものであるとこのように考えております。こうした対策を行っても、なお恒常的な指定管理料が必要な場合には、これはもうユーザーの支持や評価を得られていないということですから用途の抜本の変更あるいは施設の廃止を考えざるを得ないということになってくるのではないかとこのように思います。新たな施設を整備する場合がありますけれども、議員ご指摘のように当然最初建てる時よりも、その後の維持管理ということが出てくるわけでありまして。ここに配慮しなきゃいけないというのは当然のことであると思いますが、ここでも基本的な考え方は今ほど申し上げたとおりであります。ですから例えば、現在計画中の農産物直売施設、こういったものにつきましては、ごく初期は別として、原則的には指定管理料はゼロ円ということで運営していただくものという想定をしておりますし、例えば、今、屋内体育館の整備を計画いたしておりますけれども、こうしたものについては、逆に運営費はしっかり措置をしていくということが基本になるかと考えております。ただ一般的に申し上げれば、現在の財政状況から見て、現在ある指定管理施設も含めて毎年の維持管理費は何かやりくりができるというふうに思っておりますが、かねてから申し上げておりますとおり、問題は修繕費用でありまして、この負担が圧迫要因になるということです。例えば、「ボイラーが壊れたので、はい、3,000万円」、「屋根が落ちたので、はい、5,000万円」、こういうことになりましたと、とても計画も立ちませんし、もたないということになってくる。これは圧迫要因であるわけです。したがって計画的に修繕してかなきゃいけないということで、平成28年度末に策定した公共施設管理計画でギリギリまで持ちこたえるかたちで今、運用しつつ、長寿命化を図るために予防的に修繕をしていくということに取り組んでいるところでございまして、とくに新しい建物については早い時期から予防的な修繕をしながら、長寿命化を図っていく必要があろうかというふうに思っています。こうした考え方をベースに取り組むことはですね、ご質問の中で公共サービス基本法に触れられましたけれども、この法律、結構抽象的なんですけれども、この中に出てきます委託先との役割分担とか責任の明確化、それから従事する方の労働環境の整備ということに資するものではないかというふうに考えておりますので、こうした市の考え方をしっかり貫いて捉えて取り組んでいくことが法の趣旨を踏まえながら指定管理制度を柔軟に運用するというようになってくるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

□企画部長（岡部浩司）

私のほうからは残りの6点についてお答えさせていただきます。

1点目の指定管理者の評価制度の実施につきましてお答えさせていただきます。

指定管理者の評価制度につきましては、全国的な導入の状況などを踏まえて、平成31年2月より、副市長を委員長として関係部長等を委員とする指定管理者制度運営委員会にて、当初は他の自治体の先進事例などを参考として、外部評価の導入や評価結果の公表、評価結果に対するインセンティブ付与などについても導入する方向で、検討を始めた。

委員会の検討の中では、実務的な問題として、評価制度の理解が不十分な中で、初年度からいきなり本格的な導入は市の担当課や指定管理者にはハードルが高いなどの意見を相次いでいただきました。

このため、その後、何回か委員会での協議・検討を重ねた結果、当面は試行として内部の評価にとどめることとして、それを踏まえて、本年4月より開始することとなったところでございます。

続いて、2点目の基本協定書、業務仕様書の見直しについてお答えさせていただきます。

基本的には、指定管理者は、指定管理期間内は基本協定書、業務仕様書に沿って指定管理業務を遂行することとなりますが、必要に応じて見直しを行っております。例えば、昨年度も、指定管理本来業務と自主事業の仕様書での明確化について監査でご指摘をいただいたことから、運営委員会に諮ったうえで、見直しを行ったところでございます。

また、指定管理者の評価制度が効果的に実施できるような状態となりましたら、必要に応じて、評価制度により指摘された事項について、基本協定書や業務仕様書などに反映させてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の指定管理者の公募による選定についてでございます。

指定管理者の選定につきましては、平成22年12月28日の総務省自治行政局長通知によりまして、「複数の申請者に事業書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切な選定を行うこと。」とされております。これはより効率的、効果的な事業者を選定できる可能性を広げるとともに、住民への説明責任を果たすという趣旨によるものと捉えております。

本市におきましても、同様の考え方に基きまして、指定管理者制度ガイドラインを策定いたしまして、基本的には公募としておりまして、とくに初めて指定管理者を指定する場合は例外なく公募となっておりますが、非公募とする場合には、施設の態様等に

応じて非公募にできる判断基準を設けておりますので、施設ごとに指定管理者運営委員会にて協議して決定しておるという状況でございます。

続いて、5点目の業務仕様書のチェックでございますけれども、こちらにつきまして、労働基準法を含む法令等の遵守につきましては、市と指定管理者が締結する基本協定書の中の業務仕様書に規定しておりまして、実績報告書の提出時に書面等で確認しておりますが、実地検査などは行っていないのが現状でございます。

現在のところ指定管理者の業務において法令違反などは指摘されておりませんが、今年度から評価制度の導入に合わせて、指定管理者へのヒアリングを実施することとしておりますので、その中で労働基準法等関係法規等についても確認を行ってまいりたいと考えております。

続いて、7点目の評価の外部委託についてでございます。指定管理施設については、市が指定管理者を指定して、施設の維持管理を委託しておりますので、市の責任のもとで市自身が指定管理者の評価をすることが原則であると考えております。

しかしながら、サービスの質や内容につきましては、さらに向上ができたり、取り組む余地があるのか、あるいは適切なのかという観点で、専門的な方の意見も入れていく必要があると考えますので、今後、外部の有識者などのご意見を評価に反映する仕組みを検討してまいります。

最後に8点目、評価する職員の能力についてのご質問でございます。こちらにつきまして、市役所の中にはですね、前職として銀行やホテルなどさまざまな経歴をもつ職員が多数在籍しております。また、飛騨信用組合との職員の相互交流により、市の職員として勤務をしている事例もございます。

今後、指定管理者の評価にあたっては、こうした民間出身の職員を中心に庁内に研究会を設置し、主に経営に関する評価のノウハウを共有するなど評価制度の定着に向けた検討を行ってまいります。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

○12番（高原邦子）

どうもありがとうございました。市長の考え方、その指定管理者制度、必ずしもいい制度ではないということでありまして、私もそのように思っております。

しかしですね、ちょっと気になることがあります。1番のどうして今年度なのかというところで、昨年度からですか、副市長とともにやり始めた。それまでは指定管理者のチェックというのをしなかったというのは、3年ごととか5年ごとの更新時だけを見ていたということなんですかね。そのへんいかがですか。どうしてその指定管理者を調べてこなかったのか。副市長のほうがよろしいですか。よろしく申し上げます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□副市長（湯之下明宏）

指定管理者から毎年実績報告書が出ておりましたので、担当課でそちらのほうはチェックはしておったということです。ただ、おっしゃるような評価ということに関しまして、ほかのものも含めたような評価ということについてやってきておりませんでしたので、私どもとして平成30年度末からはじめて、去年度検討してきた結果、始めたということです。この1つの目的としましては、当然その数値的なこともあるんですけども、職員も公の施設の責任がある自治体としまして、やっぱりその状況を把握したいということで始めたということでございます。

○12番（高原邦子）

議員になってからいろいろそのいろんなところの指定管理を指定してきたわけなんですけれど、そのとき、先ほども市長も言われましたけど、民間のノウハウをと言っていますけれど、果たしてその民間にノウハウがあるのかどうかというのを指定管理者、いろいろあるんですけど、それをしっかりとチェックしてきたかといえば疑問が残るところがあります。ということは、指定管理者、自治法で改正になったから、でもこの公共サービスはしていかなきゃならない。だから指定管理者にお願いするようなかたちで本当は対等より本当に公営なんだから市がいろいろイニシアチブとってこういった公共サービスの質を低下しちゃ困りますよということと言わなきゃいけないのに逆になっているというケースはないでしょうかね。そのへん心配いたしますがいかがですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

あの率直に申し上げますと、そうなっているんですね。結局、その大勢応募してくれれば、強く出れるんですよ。強く出れるというちょっと言い方が悪いですけども。かなりいけるんですが、とにかくその受けてくださるところを見つけるのに結構汲々としているというのは現実としてございます。そうすると、おっしゃるように別にその弱い立場になっているとは思いませんけれども、でも結果的にどうしてもその先ほどの撤退リスクですね、撤退ということを考えると、そのあまりこう強く言えないということにどうしてもなってくる面は、これは否定できないと思います。そこらへんがこの制度の1つの矛盾じゃないかというふうに思うわけであります。

○12番（高原邦子）

私ね、実はきのうですか、住田議員のところでも市長は理念と情熱が必要だというようなこと言われていたんですね。私は本当だと思ったんです。しかし、さっきも市長も言われたけど、多くの人が応募してくれるようなところならばいいんですけど、そうじゃないとそのサービス自体ももうできなくなってしまうんじゃないかという不安もあると思うんです。中途半端でもいい、サービスは提供するその環境をつくっていく覚悟があるのか。それともやっぱりここはしっかりとじっくりと公共サービスという点から考え

ると、質というのはここからは絶対下げられないとかというものが、メルクマールがあって、それを守るためには市が直営でもやっていくという覚悟があるのか。そのへんはどうなんでしょうね、市長。

△市長（都竹淳也）

その直営ででき得るものであれば直営でやって、しっかり市の意志のもとでやっていきたいという気持ちがあるのは事実です。ただ、先ほどちょっと申し上げましたが、実態の問題からすると、例えば収入の収受の問題にしても、その職員の雇い方にしても、例えば、直営でやるということは会計年度任用職員なるんですね、全部。ことしから制度変わっていますから。そうすると給与体系とかいろんなものもそれに合わせた格好になりますし、収入の収受の仕方もですね、一旦、会計にしっかり入れていくことになるので、非常に煩雑で面倒くさくなります。そうした実態の運営上を考えると、なかなかその運営がしにくいという問題があって、結果、指定管理という制度のほうが楽であるというふうになっていくというのは、一方であるんですね。本当は全部をまとめて直営にしといて管理委託に出したいんですが、それを自治法が認めてないので、それで結局指定管理制度にせざるを得ない。ちょっと極めて直営に近い指定管理者運営というか、そういったことになってかざるを得ないんです。ところが指定管理制度というのは、申請をして認めて、認めましたよという行政処分ですからそうすると形式上は「あなたどうするんですか」と。「あなたの考えを言ってください」と。それを認めますよという形式を取らざるを得ないし、それで議会にお諮りするわけですから形式上はそう見えるわけですね。そのへんのジレンマが非常に難しい。第3セクター法人のようなかたちでそこに出すということも考えられないわけではないですけれども、しかし今はそんな時代ではないということもありますし、ここが非常に苦慮するところでありまして、ただ先ほど申し上げましたように、もうある程度、指定管理者を決めてかかるようなときで、こちらの考え方を反映させたいと思うような、きのうの障がい者グループホームのようなときは、最初の考え方のつくり上げのところで徹底的にやるということで結果、その後の指定管理の運営を理念にあったかたちしていきたいとこんなことでやってるわけがあります。

○12番（高原邦子）

今回公共サービスを考えていて、本当にいろんなことを思いました。これもきのうですけど、こころのクリニックの問題が出ました。私は、杉山登志郎先生がいらしたとき、全国から講演会を聞きにいらしたすごい熱の入れ方。はっきり言って、児童精神科というのは儲からない。普通の何というんですかね、保険医では儲からないシステム。これはやっぱし国がそういったものを見直さなきゃいけないんだけど、私は飛騨市とかこちらのほうではその児童精神科医に診てもらうために岐阜まで行かなきゃいけない。遠くまでいかなきゃならない。そういったことを考えると、こういったことをするのが公共サービスなんじゃないかと。だから民間が変わってできるようなことには極力私は関

わからないのがこれからの方策だと思うんですね。先ほど地場産のことはまあともかく置いておいても、過去から町村合併があって、いろんなのが指定管理に出されました。そのとき、対等互助の合併で、それぞれの町村での思い入れがあり、なかなかそのときの市長さんも苦しかったし、いろいろあるんですが、今ここへきて、いろんな長寿命化とかいろいろ図られていく中で、やはりこの維持管理とかそういったものの費用負担とかそういったことを考えていくと、BバイCばかり言うばかりではないんですけど、片方では水道料金値上げを市民のみんなにお願いしていかなきゃならない中で、やっぱり行政も身を切る覚悟というか政策を転換することが必要じゃないかと思うんですね。それで、そのへんで政策の話、公共政策の話になりますけど、過去からのしがらみでずっときていることがあって、それにロックインされちゃって、それでなかなかと今現在の政策ができないと。ロックインというのはどう説明したらいいかというと、例えば、携帯電話で言うと、例えば、ある機種をずっと使っていたら、その本当はこの機種よりもいい機種があるんだけど、変えたいんだけど費用とか諸々がかかると。たくさんがかかっちゃうからそうするとそれをずっと使い続けると。これ政策も言えるんですね。過去からのその政策遺産と言うんですけど、そういった径路、何ていうのかな、依存性いうものに陥ってしまって、政策を決定するときにしっかりとしたことがとれないと。ですから私は今つくろうとして、新たにつくる。私はさっきも言いました。新たにつくるときは「考えてくださいよ」と。私ね、今回いろんな人の能力がどうのとか職員のとかが言っていますけど、アフターコロナとかウイズコロナ、今ビヨンドコロナだと言われている。本当に普通の事業者も難しい中ですよ、経営が。本当にね、リサーチし、マーケティングし、ちゃんとやっていけるのか。しっかりと精査して、それでオーケーしなきゃ私は行政の責任問われると思いますよ。指定管理に出さなきゃならないものかどうか。いま一度、新しいものに関して。ただ、先ほど市長は、福祉的なもの、本当に今、山田で、ああいうのは本当にね、今まで福祉というものは置き去りにされて弱い人たち、そういった人たち、困っている人たちが置き去りにされてきたものを今市長は取り上げてくださっている。そういったものは、私は大いにやってもらいたいけれど、いま一度、どこでもできるようなものをまた建てたり。これね、行政の縦割りも原因があると思うんですが、市長、このね、政策のことに関して、どのように決めていっているのか。職員の部長職とかの皆さんもどのような見識があって、この政策立案にあたっては意見を言うのか。そのへんどうお考えですか。

△市長（都竹淳也）

ちょっと大きな話なんで、抽象的になるかもしれませんが、基本的に公共政策というか、役所の存在意義というか行政の存在意義ということになるんですが、おおよそ行政の存在意義というのは、1人ではできないけれども、皆がやってほしいこと、1人ではできないけど、みんなが必要としていることをやるというのが大原則であるというふうに思っております、よく例であげるんですけども、教育とか道路はその典型ですね。

例えば、学校をつくって子どもに教育を受けさせたいというのはみんな思うけど、1人ではできません。だからお金を出し合って、つまり税金を出して学校運営する。道路も同じですね。これが全ての基本だと思います。ただ、先ほどみんながやってほしいこと、みんなが必要としているというふうに言いましたけど、みんながやってほしいことの中に少数だけやらずにやらないといけないということがあるんです。それが、福祉とか医療とかそういう部分の話で、例えば、病気にかかってない人はそんなことをやらなくていいと思う。きのうのこどものこころクリニックの話もそうですが、そういった診療の必要のない方については、何でそんなところにお金をかけるのかと思うかもしれない。だけど少数であっても1人ではできないことがあるのであれば、行政がやるべきであるとこれが大基本と言いますか、これが根本であると。こういう考え方です。その中でこう見ていったときに、当然濃淡あるわけですね。今ある施設についても当然、濃淡があって、その今の条件で、そのルールを当てはめたときに必ずしもやるべきじゃない、やらなくてもいいと思うものは当然あります。例えば、先ほどちょっと触れましたが、温浴施設とか宿泊施設とか物販施設というようなものは必ずしもそのどうしてもみんなが必要としている、あるいはみんながやってほしいと思っているのではないかもしれない。ただ議員もおっしゃいましたけれども、過去にはそういう意見が強かったという時期もあったわけでありまして。いくつかの指定管理施設の中に合併前からの施設がありますが、もう既に30年近く経っているものです。30年前は何かこのまちを救うためにこれがほしいと皆が熱望してつくられているが、時代によって変化をしてくる。それはどっかの時点で見直さざるを得ないということなんですけど、そのバランスを見極めるのが我々の一番苦慮しているところで、やらなくてもいい段階に至るという流れと、まだやったほうがいいのかという流れのこの均衡点をどこでとるのかということはずっと見極めているというのが基本なんです。ですので、そういった考え方で向かっているということをご理解いただきたい。それから新しい建物についてはどうかという話です。基本的には先ほど申し上げたようなルールで考えていくということですから例えば、山田の障がい者の施設にしてもですね、そうした考え方の中で向かっております。あるいは、屋内体育館の計画をしておりますけれども、これももう10年以上の大変な熱望があるので、これは皆さんがやってほしいという一定の認識がある。そこはもうそういう状況にあるという判断している。そうすると今度は農産物直売所がどうなのかとこういう話になるわけでありまして、これが見方によって違うところで、実際にそこで売っておられて農業をやっておられる方の状況から見ると、これは何とかしなきゃいけないと私自身は思っている。したがって、私自身もその職員から提案があったときにこれはやろうというふうに決断してここに向かってきている。でも、ほかの人から見ると、そう見えないかもしれない。そこは結構最後は政治決断ということになりますから私の判断でここは決断してやっていくんだということで今向かっている。ただ、その運営の仕方のルールは、先ほど申し上げたとおりですから基本的には指定管理料ゼロ円でやっていく

とこういうことであります。

○12番（高原邦子）

いろんなこのことを考えていくときにPDCAをそういえばやっているんだと言っていたんですけど、いかにCの程度が、チェックが、疑問符がつくなと思っていました。今は、市長は市長の思いで進めると言われましたけれども、例えば、因果関係があって原因があって結果があるっていう、そういうのを実証主義というか実証法でいくとそういうふうになるんですけど、今、ポスト実証法といいまして、その原因だけで今の現在の結果が出てくるものではなく、いろんなものを分析していくことによって、いろんな角度からのものが得られるというそういったことでただ単純にね、するんじゃないというそういった考え方も出てきているんですけど、ただじゃあ民間でもいろんなことをやっている中で、指定管理者の年代にもよりますよね。受ける人のね。そして、そういったものに対してできなくなったときとか、思ったような数字が出てこなかったとき、じゃあ新しいそういったものを公共しかできないものならばいざ知らず、民間でもできるのに手がけたときの責任はどなたがおとりになるのでしょうかね。そのへんいかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

そこは、市ひいては市長がとっていくということなんだろうと思います。ですから、それは、民間でもできて役所がやらなくてもいいものがあるって、しかもその運営が決して何というか、褒められるものではないと言ったらいけませんけれども、もっと改善の余地があるんじゃないかと。しかし、そこまで至らない。でもそれを運営しているということ自体は役所の当然責任ですから、それは甘んじて受けていかなきゃいけないんだろうというふうに思います。

ただ、どのタイミングでそれを見直すかというのが非常に難しいので、そこを苦慮しながらやっておるということをございまして、そしてそういう施設、市内にもいくつもありますので、日々苦勞しながら考えております。

○12番（高原邦子）

本当にこれは難しいと思います。なくしてしまえば、それまでになってしまうし、いろんな思いがあるし。ただ今回の議会の今質問いろいろ聞いていますと、宮川のね、戸数の少ないところでいろんなことを今まではできてきたことができなくなってきたとか、何とかしたいなとかっていうそういったものがこれからますます増えていくと思うんですね。30年後ですか、2050年、その人口のシミュレーションで8,000人切っていたと思うんですけど、そのときはどんな世の中になっているのか。今がよければいいっていう刹那主義ではなくて、やっぱりそのときにもちゃんと水道水は出てほしいし、いろんな思いの中で私たちはあの子の生きてく人たちにもいろんなインフラ整備とかいろいろありますけど、残していくものは残していかなきゃいけないし、今現在困っていることに一番対処していくのが私は、公共サービス一番かなと思っていてるんです。今神

岡のほうでよく聞くのが振興費の予算がもうなくなるくらい、一生懸命職員さんがやってくださっているんですけど、でも本当町民もね、「ありがたい」って、「ようやってくれとる」という声を聞くんですね。

私は宮川も河合も古川だってそう思っている人、いっぱいいると思うんですよ。こうなったらいいな、身近なことがね。生きていくうえに大切なこと。災害にあわないように災害のときに小さくなるようにとかそういった思いとかそういったものにやっぱり私は究極的には公共サービスは特化していかないと。7,000人、8,000人台、でもこれもわかりませんよ。いろんなこの時代の変化で、もしかしたら飛騨市で移住者がいっぱい来てくれるかもしれない。そういった夢をですね、もってみんなが来てくれるようなそういった市にしていくことも大切だし、8,000人切れてしまうというのを全て受け入れてしまって、何も思考停止にするのではなく、もっと今からでもできることは何か。何が問題なのかということ。これ、職員の皆さんが持ってもらわないと困ると思うんですよ。市長はすごく職員のことを褒めていらっしゃるし、もちろん一生懸命やっていらっしゃる職員もいますけど、私はつい1カ月ぐらい前から感じていたのが、やっぱり縦割り制度、飛騨市もありますね。もっと分野を横断して。私、前、予算のときにマトリックス、そういった横断のことを言ったと思うんですけど、やっぱり、それぞれの部長さんとか課長さん、「長」がつく人たちぐらいは、いろんなこと知っていないきゃ。ほかの部署のことも。「これは財政のことで、管財のことではありません」とかね。そういうことを総務部の人間が言ったりするような市役所では私はちょっとと思いましたね。だからもっともっと職員の皆さんも前向きに夢を持って。とくに市長には厳しいことも私は言ってもらいたいです。あと一番今、話を聞いていて、指定管理者との間で、市はあるんですけど、情報公開というのは、大事だと思うんですよ。嫌なこともやっぱ公開することによって、お互いに市のほうもこれは市民の目に映るからということで、それがかえって、何ていうのかな、刺激になってしっかりとやっていこうという思いにもなるし。情報公開のあり方もですね、指定管理にすると、はっきり言って指定管理のその会社の本業のほうは出てこないわけですよ。ですから岡部部長にお願いしたいんですけど、評価、指定管理の評価できるようなふうに職員を育てていってほしいと思うんですね。いろいろ大変だと思うんですけど、それは企画の人間だけじゃなく、各部署のそういった指定管理のことがありますからね。そういった人に、みんなといっても全員は無理かも知れませんが、しっかり講習とかそういったことを受けて、しっかりとその評価をできるぐらいになるように職員の研修をやってほしいと思うんですが、そのへんどうお考えですか。

□企画部長（岡部浩司）

評価制度の運用につきましては、当然ですね、各部局でしっかり議論したうえで、またそれを持ち寄って、いろんな角度から検討していく必要があると思いますので、議員おっしゃるようにですね、そういった各部局の職員を集めまして、研修等も行なっ

いりたいというふうに考えております。

○12番（高原邦子）

公共サービスというのは、本当にいっぱいいろんなところにあるんですけど、きょうの朝刊か何かで載っていましたが、岐阜市で長良小学校かな、プールつくるのがどうなったのかと、議会軽視じゃないかと今ちょっと揉めているみたいなんですけど、私もそれを読んだときに小学校・中学校、プールあったんですけど、高校のときにプールがなくて、プールつくってもらえて、ものすごい嬉しかったことがあったんですね。そういった教育関係のそういったところでもプールひとつつくるにもいろいろ今は考えて複合施設みたいな感じのところにもプールをつくとかいろいろ時代が変わったなと思ったんです。それで、岐阜市もそうやって考えているんですけども、市長、この市役所は一銭にもならないと言ったんですけど、例えば、PFIとかそういったものでつくったやつで、東京の豊島区役所、マンションも一緒に建てて。そういう民間企業を入れて。それは東京だからできるんですよね。飛騨市ではなかなかそこまでのことはない。でも私は民間のそういったことで、飛騨市にも来てもいいよと思われるようなそういった人もなきにしもあらずと思うんで、やっぱりいろんなところで人脈つくって、民間の本当に私がPFI法についてのことでどうですかなんて言えるようなそんな市になってもらいたいなとも思っているんですけど、市長、どうですかね。市長、何ていうのかな、選択肢はいろいろあります。それをですね、柔軟に取り入れていく。それが一番首長にとって大事なものじゃないかと思うし、固定観念を持つのではなく、チャンスは気がつけば前髪しかないって言いますが、どうでしょうかね。いろんなところにあると思うから厳しいことばかりじゃなく首長は夢を語っていただきたいと思うんですがいかがですか。

△市長（都竹淳也）

いろんな工夫とかいろんなやり方っていろいろあると思うので、思わぬチャンスになるかもしれないので思いながら日々やっております。市民病院の研修医の住宅を整備しましたが、ご記憶と申しますが、一種のPFI方式、疑似PFI方式と言いましたが、要するに建物を土地も探して建物も建ててください、それでそれを10年間、市が借ります。その賃料をちゃんと利益がのるように賃料設定をして借りる。そうすることによって、市はメンテナンスのコストが全く要らなくなるんですね、賃貸ですから。しかも新しい建物があつという間に建て、しかも土地の用意する必要がなく、市は、不動産を持たなくていい。事業者のほうは、これでちゃんと利益になって事業として儲かって、それで回っていく。こういう仕組みを取り入れましたが、これはまさしく今の工夫の1つですね。ほかにも今ちょうど公共施設そのものを新たにつくるということではないんですが、今自体の活用についても若い職員中心に今、勉強してもらっていて、複合的な使い方がないのかということをおっしゃいます。実際にそういう案が出てくるとは思いますが、私、例として申し上げたのは、例えば、河合の振興事務所とゆう

わ〜くはうすというのがありますけども、ゆうわ〜くはうすの中に振興事務所が入ったらどうかと、例えばですよ。そういう案が出てくるとは思いませんが。そういうことになると、風呂のついでに市役所とこういうことになるわけでありまして。そうすると、今までこれは風呂の施設で、赤字で、こういう問題があつて大変だという話になつていたのが発想が変わるかもしれない。あるいは、市役所に手続きに行つて食事をしてくる。お風呂に入ってくる。そうすればこういう機能も使えるじゃないかという話になるかもしれない。そういう柔軟な発想で1回考えてみてくれませんか。今も言つていまして今度1回、中間報告を聞くことになっていますが、そういったいろんな何というのですか、やわらか頭の使い方といいますかですね、そんなことは一貫性を持ってきておりますし、これからもそういったことはずっと言い続けていきたいなと思つておりますのでございます。

○12番（高原邦子）

ありがとうございます。本当にね、今回公共サービスを考えるにあつていろんなことを思ひました。それでやっぱりみんな困つていたりとか今まで目を向けられなかつたところって、やっぱり日を当てていくのが政治かなとも思うし、もう一つは、時間が経つたからかもしれません。これ10年ぐらい前にはこういう話ができない。これはなぜかということ、やはり公共施設の問題には、辺陲ですね、辺陲がいろいろ入つてきて、人の感情というものが入ってくるわけですよ。それぞれの地域の。それが合併して16年以上経つて、皆さん、私いろんなところで聞くと、さほど前みたいなことはなく、やっぱり理解してきているし、4,000人ぐらい人口が少なくなつたという中で、やっぱり市民の気持ちも変わつてきたということもあります。ぜひですね、公共サービスの質を低下させることなく、最適なサービスをこれからも続けていってほしいなと思つて、今回質問いたしました。よろしくお願ひしたいと思います。

それできょうはですね、救急の日だそうですね。9月9日。それともう一つ、重陽の節句です。皆さん、家に帰つて、菊の花を浮かべて。そういったことも大事なと思うので、やってください。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで昼食のため、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時42分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

議長からお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は、大きく2点、飛騨市地域防災計画についてと飛騨市のモバイル決済の拡大についてお伺いいたします。

1つ目、飛騨市地域防災計画について。日本は、世界の中でも自然災害のきわめて多い国です。日本の国土は、地球面積の0.25パーセントですが、マグニチュード6.0以上の地震の回数は世界の20.5パーセント、活火山数は7.0パーセント、災害被害額も11.9パーセントを占めており、日本は、国際的にも国土面積に比して災害が多いということがいえます。これは、内閣府、平成22年版防災白書よりです。

また、激甚災害に指定された災害発生件数は、過去5年間に21件と毎年発生しています。その内訳は、風水害18件、地震3件、内閣府防災情報よりとなっています。近年、地球温暖化による大型台風の発生頻度の高まり、梅雨前線の長期間停滞や線状降水帯の発生による風水害の常態化が懸念されます。このように大きな災害が常態化している中、地域防災計画がより実効性の高いものにすることを要求されます。そこで次の点について伺います。1、飛騨市地域防災計画について。飛騨市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「国、県の防災方針、飛騨市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかに計画を修正しなければならない」と規定しています。飛騨市防災会議の開催は、2016年、2017年は開催なし、2018年、2019年はともに2月に開催されています。飛騨市地域防災計画の追録加除整理一覧には2014年8月21日を最後に追録加除整理されていません。国内の2015年以降で激甚災害に指定された災害は、台風被害、梅雨前線による豪雨災害、地震災害等21件にのぼります。これらの激甚災害事例から飛騨市地域防災計画へ反映させる事項は、皆無だったのでしょうか。また、岐阜県は、30年以内の地震発生確率が「不明」と評価されていた断層帯や調査が未実施の断層帯において大規模な地震が発生した2016年熊本地震を受けて、2011年～2012年実施の震度分布解析・被害想定調査、これは飛騨市地域防災計画の被害想定に採用されています、において未実施の断層帯等について、最大震度を想定した震度分布、被害想定調査を実施し、岐阜県の地震防災対策の強化を図る目的で調査結果を2019年2月に公表しています。調査結果を見ますと、飛騨市に影響を与える高山・大原断層帯において南海トラフ地震被害想定より大きな被害が想定されています。ただし、南海トラフ地震の30年以内の発生確率は70～80パーセント、高山・大原断層帯地震の発生確率は0.7パーセントと非

常に小さいですが、熊本地震の前例もあり、高山・大原断層帯地震をどのように評価するのか。また、本年の7月豪雨では、飛騨地域に大きな災害をもたらしました。飛騨川流域への短時間での記録的な大雨により10分間で84センチメートル水位が上昇と新聞報道にありました。熊本県南部を襲った集中豪雨で球磨川が氾濫して多くの家屋が流失、浸水の被害がありました。避難する情報として浸水域の情報だけではなく、浸水時間が長くなるとライフラインが絶たれることになることから立ち退き避難の要否の判断材料となる浸水深0.5メートルに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を表した「洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）」や川の増水による洪水氾濫流や河岸浸食が起きて家屋が倒壊・流出する危険がある地域を指定した「洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域図（氾濫流）」、同じく「洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域図（河岸浸食）」を市民に周知を図り、指定されている地域住民が命を守る行動をとれるようにすることが必要です。これらを踏まえてどのような対応を行うか伺います。

2つ目、在宅避難者等の支援について。災害対策基本法では、避難所での食糧、飲料水、保健医療などの生活環境の整備、第86条の6、さまざまな事情で在宅避難や自家用車への避難を強いられている被害者等への配慮、第86条の7などの努力義務等が規定されています。東日本大震災や熊本地震等において、在宅避難者等が炊き出しなどのサービスを受けられない期間があり、問題が指摘されています。飛騨市地域防災計画には、避難対策、必需物資の確保対策が規定されて避難所での食糧や生活物資の確保がされますが、在宅避難や自家用車への避難の支援の規定がありません。在宅避難や自家用車の支援についての考えを伺います。

3つ目、飛騨市防災会議の構成員追加について。災害対策基本法には、防災対策の決定・推進組織として、市町村防災会議、第16条を設置することが定められています。地方防災会議は、地域防災計画の策定と進捗管理、防災に関する重要事項の審議などを行うのが主な業務ですが、会議の構成員は、防災関係の行政機関、関係団体の代表者がほとんどで、住民にとってわかりにくい存在で身近に感じられませんが、防災は、住民にとって極めて身近な行政分野であることを踏まえ、防災政策に地域住民がより参加し、議論しやすい仕組み・環境をつくる必要があります。また、防災に女性の視点を取り入れることも必要と考えます。防災会議の構成員に一般市民の代表を飛騨市区長会等連絡協議会長以外に男女各1名ほどの追加を行ってはいかがでしょうか、市の考えを伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

飛騨市地域防災計画について、3つのお尋ねがございました。

まず、地域防災計画の改定につきましては、平成29年4月の段階で、平成26年度を最後に実施されておりました。そのため、平成29年度から4カ年分の修正を行い、平成31年2月に防災会議を招集し、改定を実施いたしました。令和元年度については、改正作業を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、招集を断念しましたが、文書による決議をもって改正の承認をいただき現在に至っております。今年度につきましてもこれから改定作業に入っていきます。

次に、高山・大原断層地帯についてのお尋ねです。この断層地帯は、高山市及びその周辺の市に分布しており、ほぼ東北～西南方向に並走する多数の断層からなっており、その分布範囲はおおむね40キロメートル四方に及んでおります。代表的な断層帯としては、高山市国府町から高山市荘川町に至る長さ27キロメートル、幅約4～5キロメートルの国府断層帯、高山市から郡上市に至る高山断層帯、高山市高根町から下呂市小坂に至る猪之鼻断層帯などがあります。国府断層帯の平均的な右横ずれ速度は、おおむね千年当たり0.7メートル程度であった可能性があり、最近の活動時期は、約4700年前以後、約3000年前であったと推定され、平均的な活動間隔は、約3600年～4300年であった可能性があります。国府断層帯では、マグニチュード7.2程度の地震が発生すると推定され、今後30年間に地震が発生する確率は、ほぼゼロ～5パーセントとなっています。

このほか、高山断層帯は、今後30年間に地震が発生する確率は、0.7パーセント。猪之鼻断層帯は、過去の活動履歴が明らかでないため、将来このような地震が発生する長期確率を求めることができません。これらの高山・大原断層地帯で地震が発生した場合、本市では、北部の一部で震度4、大部分は震度5弱から5強、南部の地域で震度5弱の揺れが予想されます。このときの被害規模は、建物被害が全壊60棟、半壊1,043棟、人的被害が死傷者3人、負傷者数165人、避難者数702人と見積もられています。

もう1点、洪水浸水想定区域図についてのお尋ねがありました。豪雨時の浸水域に対する住民への避難情報は、基本的に洪水ハザードマップをもとに発令します。洪水ハザードマップは、令和元年度に古川町分を修正し、今年度神岡町分を修正予定です。これらは県のデータに基づくものですが、宮川の古川町分と高原川の神岡町分を除くエリアや、中小河川については洪水ハザードマップが作成されていませんので、その整備が課題となっており、県に働きかけを行ってまいります。

2つ目の在宅避難者等の避難についてですが、平成23年の東日本大震災において、災害時に自宅に滞在し続けた避難所外避難者については、ライフラインも途絶し、食糧等も不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が提供されず、支援物資が行き渡らないなどの状況が見られました。これらの教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改定され、国や地方自治体等は、これらの被害者に対しても、必要な生活関連物資の配布、情報の提供、保健医療サービスの提供、その他これらの者の生活

環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされました。従来の国の考え方では、避難所に避難することを基本としてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、避難先の多様化が重要なポイントとなってきており、在宅避難や車中泊避難もその一つとなっています。在宅避難されている方々の状況は区長さんや民生委員などの協力を通じて状況を把握するとともに、車中泊避難の方は、避難所となっている学校等のグラウンド等に集結してもらい、その状況を把握することとなります。避難物資の配分においても同様に行い、そのための情報発信に力を入れる予定です。

飛騨市地域防災計画には、在宅避難や車中泊での避難についての記述はありませんが、市が作成した「避難所運営マニュアル」には詳細を記述しております。地域防災計画には今年度の修正にあわせ記述を追加いたします。

3つ目の飛騨市防災会議の構成員追加についてですが、飛騨市防災会議の構成員は、「飛騨市防災会議条例」に基づき定められております。その内容は、会長を市長とし、指定地方行政機関、県の部内職員、岐阜県警警察官、市職員代表者、教育長、消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関からなり、全28名で構成されております。このうち、議員ご指摘の一般市民の代表者としては、飛騨市区長会等連絡協議会長及び市民の負託を受けた市議会議長がこれに該当すると認識しております。これらは基本的に役職によって構成しているため、必ずしも女性が構成員として入るわけではありませんが、現在は教育長が女性であることから、女性としての視点もお願いしております。

しかし、構成員には、災害時に目が届きづらい、妊産婦、乳幼児、障がい者のある方等の要配慮者関係者がいないことが課題であると認識しており、災害時にこれらの方を守るため、飛騨市防災会議条例に定める「9号会員、市長が特に必要と認める者」として福祉関係者を構成員として加える方向で検討したいと考えております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○8番（徳島純次）

飛騨市防災計画をですね、より有効なものにするためにですね、前、自主防災組織を有効に活用するためにまたそこに防災士を派遣してですね、自主防災組織を強化するという話がございましたが、現在たくさんの方が防災士になってございますが、防災士が実際に自主防災組織に入ってですね、一員となって活動されているという事例はあるのでしょうか。伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

全てではありませんが、一部の区では防災士の方がそれぞれの区の防災係という係を務めている方もいらっしゃいますし、今年度は訓練実施しませんでした。防災訓練のときにその区の代表の方々に防災に関する講話を実施したという事例があります。

○8番（徳島純次）

先ほどハザードマップでですね、周知ということでしたけれど、熊本の豪雨のときを見ますと、堤防等が決壊してそれによる氾濫流によって家屋等が流されたり倒壊されたりしております。

また川のですね、河岸侵食によって家が流されたり壊れたりしているという事例を見かけます。こういうのとそれから実際に高原川、古川の宮川等のですね、河岸侵食だとか氾濫流による地図を見ますとですね、岐阜県の防災関連のホームページへいきますと、載っていますが、これを見ますと、実際には指定されているわけですね。このへんの方は、600数十ミリメートル雨が降ったときの想定ですので、滅多に起きることではありませんが、万が一、降った場合はですね、そういうことが想定されます。

それなので、例えば、ハザードマップを配布することはなくてもですね、こういうところに行ったらそのハザードマップを見れますよというようなことを周知する必要はあると思うんですがそのへんいかがお考えですか。

□危機管理監（坂田治民）

ハザードマップはここを見ると載っているという情報ありまして、それは各区に回ったときお話はしています。それより重要なのは各家に配布しているハザードマップを見ていただいて、自分の家がどういう状況にあるのかを認識していただくのが一番重要かと考えております。

○8番（徳島純次）

今非常に地震でですね、大きな災害が起きていますし、予想もしないよう豪雨があつてですね、川が大きく氾濫したりしているのが常態化しているわけですけど、今コロナ禍の中で垂直避難を推奨されていますし、川の近くの方が垂直避難するかどうかはちょっとわかりませんが、もしその想定があまりはじめなくてですね、遠くまで避難するのはきついということで、垂直避難された場合にですね、その後先ほども言いましたけど、下呂市のようにですね、あつという間に84センチメートルも水位が上昇して氾濫するということになれば、河岸侵食による被害が起きたりですね、それから堤防の決壊もしくは溢流によってですね、家が流されたりということが起きないとも限りません。そうなると、自分がどのような危険な地域に住んでいるかわかったほうがいいと思うんですが、そのへんはやっぱり今の溢流だとかですね、河岸侵食の想定図を公開するなり周知したほうがいいと考えるんですがそのへんはどうでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

今議員ご指摘の洪水浸水継続時間とかそれぞれの逆流等による家とか河岸とかが削られている情報につきましては、基本的にL2ラインをもとにそれは示されております。L1とL2がありまして、L1についてはおおむね50年の1回の災害、L2については1000年に1回の災害ということで、発生確率が極めて低いという状況です。重要なのはいかにその場で避難をするか。水平避難・垂直避難等がありますが、それらの行

動をとるかによって人命については救われると考えております。また、たしかに飛騨市の中でそういう堤防が決壊して洪水が発生するかという状況を考えると、飛騨市の場合、上流に高山市があります。高山市がまず氾濫を起こすというのがまずあります。では次、飛騨市の番になってきます。飛騨市の場合につきましては、一番氾濫が起きるのは、地区でいくと谷・下野・袈裟丸、この地区が一番最初に浸水になってきます。これは堤防が壊れる前に浸水が出てくるような地域です。飛騨市全般、古川盆地を確認すると、大きな考え方としては、信玄堤の考え方が適用されています。つまり、上流側から破堤するのではなくて、下流側から水が浸水してくるというような市街地の構造になっています。したがって現在、熊本の球磨川とかで発生しているようなああいう形態にはなり難いというふうに認識しております。

○8番（徳島純次）

今、飛騨市のですね、防災計画はマニュアルの部分とそれから災害政策に係る行政計画部分とが一つになっていて、非常に分厚いものになっていると思うんですね。今、その中に例えば資料編だとか地震による想定被害というようなものを挿入されています。

先ほど今回、今年度に関く防災会議で修正されるということでしたけど、こういうものの資料を頻繁に変えるというのは、大変な労力を要すると思うんですが、この行政計画部分とマニュアル部分を分離してですね、それぞれ分けて、マニュアル部分は逐次簡単に換えられるようにしたらいかかかなと思うんですが、このへんの考えはどうでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

地域防災計画の位置づけなんですけど、地域防災計画をもって災害対応を行うというものではありません。地域防災計画は、あくまでも防災に関する考え方、日本でいえば憲法、基本的な考え方はこうですよという考え方に基づいて実施する大元になっている部分です。その考え方に基づいて、現在いろいろなさまざまな計画、細かな計画をつくっているような状況です。したがって、この地域防災計画を変えるには、防災会議を招集して本文については一応ご審議いただくということになっています。

また、この結果については県に報告して、県の審査も受けるようになっています。ただ資料編につきましては、これは市で随時変えていいということなので、中身については逐次変えております。また、個々の計画につきましても、いろんな最近、例えば今回でいくと、近々平成30年の7月豪雨、令和2年の7月豪雨、また熊本地震等の教訓を得まして、それについては各所管において逐次修正等を実施しております。

○8番（徳島純次）

資料部分をですね、逐次変えていくということですが、今防災計画、あの分厚い千何百ページもあるんですね、防災計画を何冊も配布されていると思うんですね、各所に。それを資料が変わるごとに全部差し替えるというのも大変な作業だと思うんですが、実際議員の控室に配置されているんですね、資料計画を見ますと、資料編ではですね、例え

ば避難場所についての資料、これはだいぶ古いものになっています。現在、ネットなんかですね、公開されているものとは随分違うものになっているんですね。こういうようにその都度、先ほど言われたように防災会議を開いて承認しないと資料部分を差し替えられないということでは適宜適用することがなかなか難しいと思うんですね。それならば、もう資料編は分離してですね、別冊にしていつでも変えられるようにする。そうしないと今の防災計画を見てもですね、かなり差異が出ていますので、このへんは例えば防災計画見ますと今のと随分違うなど。どちらが正しいんだ。直近のほうが正しいんでしょけど、そうすると非常に不具合ですので、そのへん、もし適宜変えられるというのなら膨大な部数があるですね、防災計画を逐次変えてもらうという必要があるんですが、このへんの労力は大変な労力だと思うんですが、このへんどのように考えられていますか。

□危機管理監（坂田治民）

それにつきましては、これは本来私のミスなんですが、平成29年4月に私が来た段階で先ほど言った状況で修正されてないということで平成31年の2月に一応全面改訂近い状況で一応改訂いたしました。本来ならそこで紙で印刷してお配りするべきなんですけども残念ながら私の知識不足でその印刷経費というのが、約80万円～90万円かかるんですけれども、それについてみておりませんでした。

だから実際紙としては、お配りしておりません。関係機関等については今CDで焼いて、お配りしております。残念ながらすみません。私のミスで議員の皆様への冊子については差し替え終わっておりませんので、今年度の計画が済み次第、差し替えを行いたいと思います。申しわけありません。

○8番（徳島純次）

内閣府のですね、日常における防災に関する意識や活動についての調査によるとですね、災害が発生する可能性については6割以上の方が認識している。また、ほぼ発生するまたは発生する可能性は大きいと思っていてもですね、じゃあ実際に備えをとったかということをお聞きするとですね、全く取り組んでいない、もしくは、ほとんど取り組んでいないと回答する人が6割以上みえるということで、防災に関する住民の意識を向上させるのは非常に難しいんだなということを改めて認識しますが、このへん災害は自分事だと、自分のことですよというふうな意識づけをする。同じこと何回も伺っているんですが、これをですね、もっと有効にするために市として何かよい手立てを考えられているかどうかを伺います。

□危機管理監（坂田治民）

住民の意識に関するところが一番難しい部分です。今は我々が来て、いろんなハード的備蓄品とか整備して準備しておりますが、住民の意識というのはなかなか向上させることができません。

逐次私ども回ってお話をしていますし、防災訓練のときに各区長さん等が準備につい

て促しておりますが、残念ながら決定的事項は今のところまだありません。したがって、今後その普及等については活動を開始しました防災士の活動をご支援いただきながら逐次向上させたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひ防災士等の活用をしていただいでですね、住民の意識の向上に努めていただきたいなというふうに思います。

それでは、2番目のですね、キャッシュレス決済の促進についてお伺いいたします。飛騨市のモバイル決済の拡大について。経済産業省により「キャッシュレス社会実現のため、2018年4月、「キャッシュレス・ビジョン」を策定し、キャッシュレス決済比率40パーセントの目標を前倒しし、高いキャッシュレス決済比率の実現を宣言し、さらに将来的には、世界最高水準の80パーセントを目指す」と発表されて以降、キャッシュレス決済の導入が進められています。モズエンタープライズが60歳以上のシニア層の男女1万人を対象に2019年12月に実施した「キャッシュレス決済に関するシニア層の実態・意識調査」によりますと、キャッシュレス決済を利用していない74パーセント、利用している26パーセントで決済方法は、キャッシュカード55パーセント、電子マネー25パーセント、Payサービス7パーセント、QR、バーコード決済6パーセントとなっています。飛騨市のキャッシュレス決済の状況については、データがないためわかりませんが、モバイル決済の電子通貨である「さるぼぼコイン」を利用した飛騨市がんばれプレミアム電子地域通貨発行事業を見てみますと、一般プレミアム電子通貨の販売実績は、1万398口数となっています。「さるぼぼコイン」について飛騨信用組合の方に利用者の年代分布を伺いましたが、利用者分布は不明でした。「さるぼぼコイン」のアプリをダウンロードしている状況をお聞きしました。最もインストールしている年代は40代、高齢者はわずかということでした。さるぼぼコインが利用できる加盟店は飛騨2市1村で1,353店舗、30パーセント。飛騨市は、248店舗、利用者1万3,500人、17パーセントで、今後さらなるさるぼぼコインの拡大を図るには使用できる店舗の拡大と利用者の拡大が必要であるが、鶏とたまごの関係で非常に困難な課題であると伺いました。

キャッシュレス決済のさらなる拡大には、キャッシュレス未経験者が利用しやすい環境づくりや体制強化が必要で、キャッシュレス化による利便性や効率性の情報提供やネットやスマートフォンに不慣れな高齢者が取り残されることがないような支援が必要です。

飛騨市は、海外や都市部からの観光客及び市民が快適に買い物ができる環境を整え、経済を活性化させる目的で、飛騨市電子決済端末導入促進補助制度により市内商店等の電子決済端末の導入を促進する対策を行っていますが、キャッシュレス決済を促進するには、より多くの利用できる場所、商店、観光施設、タクシー、バス、公共施設の窓口等の拡大と利用者の拡大がなければなりません。

高齢者の方で「さるぼぼコインのチャージは、銀行や若い方の支援を受けてスマートフォンにチャージすることはできたが、買い物をして支払いを行うときに操作方法がわからず困った」という話を伺いました。高齢者が多い飛騨市では、高齢者にキャッシュレス決済の種類・特長・仕組み・メリット・デメリットや使用上の注意、詐欺・特殊詐欺への対処法を公民館講座等の開設により支援し、キャッシュレス決済の利用者拡大を図るとともに飛騨市電子決済端末導入促進補助制度を強化、継続することにより電子決済端末の導入店舗を拡大することが必要です。高齢者への支援及び電子端末導入の拡大促進についての考えを伺います。

2つ目、公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス導入の促進について。キャッシュレス決済の拡大は、民間店舗だけではなく、自治体もキャッシュ決済の拡大が必要です。自治体の導入は住民サービスの向上になり、「キャッシュレス利用の意向」調査の「あなたのキャッシュレス決済・現金決済の利用の考え方は」という質問では、どんな金額・場所でもキャッシュレスで払いたい、どちらかというキャッシュレスで払いたいとの回答は55パーセント。これは、消費者・事業者インサイト調査、2019年9月、サンプル5,000、一般社団法人キャッシュレス推進協会によります。「キャッシュレス決済を利用するうえで事業者に期待することやこうした点が改善されればより使うようになるという点は何ですか」との質問に、公共サービス、自治体窓口での支払い等や公共交通機関での支払いへの利用拡大との回答で、30歳代41.0パーセント、40歳代が最も低く38.5パーセント、50歳代は40.7パーセント、60歳代は43.9パーセント、70歳代が最も多く51.5パーセントとキャッシュレス決済の要望がある一定以上あることを示しています。

また、自治体のキャッシュレス化は、窓口担当者の受領金額の確認、つり銭の用意と金額確認という作業の省力化できることから支払い業務の迅速化、金額相違のリスクの低減、支払い担当者の作業負荷の軽減ができます。キャッシュレス決済業務の比率が大きくなればより大きなメリットが得られると考えます。

飛騨市は、戸籍や住民票、印鑑の証明手数料、さらに納税、所得、固定資産税の証明手数料に関しては、さるぼぼコインで支払いができるようになっていました。また、ふるさと納税や軽自動車税種別割、固定資産税は、クレジット・コンビニ納付ができますが、ふるさと納税を除いたキャッシュレス決済はまだ少ない状況です。飛騨市の市民が快適に買い物できる環境を整え、経済を活性化させるには商店等の拡大も重要な要因ですが、公共施設・自治体のキャッシュレス化の拡大も影響してくると思います。とくに地方の小さな都市においては、大きな要因となると考えます。

飛騨市の公共施設の窓口、市役所・振興事務所の窓口での手数料・入場料等の支払いのキャッシュレス化及びキャッシュレス決済手段の複数化の促進をどのように推進するか市の今後の方針について伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

キャッシュレス決済の促進についてのお尋ねでございますが、私からは2点目の公共施設とか市の窓口におけるキャッシュレス導入の促進につきましてお答え申し上げます。キャッシュレス決済につきましては、現在、市役所、振興事務所の窓口におきまして、戸籍関係、税関係の書類発行手数料につきまして、飛驒信用組合が運営するさるぼぼコイン、それから楽天E d y株式会社が運営する楽天E d yの2種類の電子通貨を使っていることになっております。窓口の利用者からは大変ご好評をいただいております。窓口の利用者からは大変ご好評をいただいております。スポーツ施設や市民病院などの利用者からも、キャッシュレス決済での支払いを望む声をいただいております。

キャッシュレス決済は短時間で簡単に支払いができる反面、手数料や、端末の使用料など、維持管理費用もかかりますので、現時点においては、管理も容易で比較的安く運用できる電子地域通貨さるぼぼコインを中心に、市所有施設への展開を積極的に広めていきたいと考えているところでございます。

現在、公民館やスポーツ施設、病院窓口での利用について検討を行っております。可能であれば、10月にもキャッシュレス化ができるようにしたいと考えております。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続けて、答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

1点目の飛驒市のモバイル決済の拡大についてお答えをいたします。飛驒市においてキャッシュレス決済の導入がなかなか進まない背景には、クレジットカード決済は端末の設備費用が必要なおうえに、3～7パーセント前後と言われる決済手数料により小規模な飲食店や商店では利益率が低くなってしまいうという事情がございます。一方で、飛驒信用組合の地域電子通貨である「さるぼぼコイン」は決済手数料が1.5～1.8パーセントとクレジットカード決済に比べて安く、QRコードを使った決済であるため、設備導入費用も低く抑えられることから飛驒市内でも加盟店が増えています。こうした状況を踏まえ、市といたしましては、まずは身近な地域電子通貨の加盟店増加を間接的に促していくことが、キャッシュレス決済拡大の近道であると考えています。今回新型コロナウイルス対策として実施した「飛驒市がんばれプレミアム商品券」を発行した際に、その一部をさるぼぼコインとしたことや、これまでも市のさまざまな手数料等をさるぼぼコインで支払えるようにすることで環境整備を進めてきたのはそうした主旨によるとこ

ろでございます。

高齢者への普及支援については、今お持ちの携帯電話がスマートフォンではなかったり、若い世代よりも根強い現金決済志向であったりと、一律に普及していくことが困難が多いのが現状ですが、こうした取り組みにより、50代～60代の中老年層への普及を図ることが、結果的として10年後、20年後の高齢者への普及対策になると考えています。なお、シニアクラブ等でキャッシュレス決済の利用方法が知りたいとのご要望があれば、例えば、さるぼぼコインであれば決済事業者である飛驒信用組合と連携して使い方講座を開催することなども検討していきたいと思えます。

飛驒市電子決済端末導入促進補助制度の強化・継続につきましては、「さるぼぼコイン」などの今主流のリアルタイムペイ方式は、そもそも導入費用が安く済みますし、クレジットカード決済の端末も今は安くなっており、現行制度の上限5万円、補助率10分の10は十分手厚い制度となっていると考えていまして、今後も当制度は継続してまいりたいと思えます。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

○8番（徳島純次）

さるぼぼコイン、楽天E d yを使ったですね、窓口での手数料等の支払いというのは随分進んできたんだなというふうに思いますが、今後、よりキャッシュレス決済、とくにモバイルで決済できるようなものとして要望されるのがですね、手数料だけじゃなくて税ですね、市民税だとか固定資産税、国民健康保険料、保育料、このようなものをもですね、含めてモバイル決済ができるといいなと思えます。とくに今働いている方で銀行等がですね、開いているうちに窓口に行けない方、そういう方が今コンビニ決済を利用されていると思うんですが、こういう方がさらにいろんな支払いがですね、モバイルでできるようになると非常に便利なのじゃないかなと思われま。調べますとキャッシュレス決済でですね、市民税、固定資産税、国民健康保険料それから保育料等ですね、支払いができるようになっているということは熊本県宇城市だとかですね、愛知県東郷町、静岡県浜松市などはですね、もう実際にL I N E P a y（ラインペイ）だとかP a y P a y（ペイペイ）、そのようなものを使って決済が可能になっているところがございます。今後、飛驒市としてもですね、そっちの方向に向かっていくのかどうか。そういう納税のほうまで手を広げるかどうかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

基本的には向かっていきたいという思いでおります。先ほどちょっと出ましたが、手数料がかかりますもんですから普及してないときはですね、その手数料がかかる分、もったいないんじゃないかって議論が必ず出ます。だんだん熟してきてどこでも使えるようになりますと、そういう議論がなくなってきます。今ちょうどその潮目あたりじゃな

いかと思っております、もう少し進むとですね、税で手数料を取られても別に構わないのじゃないかという議論のほうが多くなると思いますので、そのあたりが一気に進めていく潮どきときかなと思います。今既にさるぼぼコインでの支払いができるわけでありまして、今後さまざまな決済手段広げていく方向で向かいたいと。あとタイミングをどう見計らうか。そんな思いで進めていきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

ぜひですね、モバイル決済進めていただきたいと思っておりますし、今のLINE Pay（ラインペイ）だとかPay Pay（ペイペイ）、そういうものだけじゃなくて、Pay-easy（ペイジー）というものもありますし、こういうものと、夜中でも暗証番号さえ入れれば支払いが可能ということで、非常に便利になるということなので、こういうものも含めてですね、検討していただいて、ぜひ市民が快適に決済環境になるように努めていただきたいなというふうに思います。これで私の質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、職員入れ替えのため暫時休憩といたします。再開を午後1時55分といたします。

（ 休憩 午後1時39分 再開 午後1時55分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

次に11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は、今回は3つのテーマに絞って質問をいたしたいと思っております。まず、1つ目、飛騨市の監査体制について。下呂市の使途不明金問題をどう受け止めるか。2つ目に監査の人数など体制は十分なのか。3つ目に監査の権限はどのようなものなのか。このあたりを伺いたいと思っております。

先日報道されました下呂市の2億6,500万円もの使途不明金問題は、私たち飛騨市民にとっても大変衝撃的でありました。8月21日の新聞で報道されたのは、下呂温泉合掌村の元会計担当職員が2011年からことしの3月までの9年間に売上金の着服

など2億6,500万円もの公金の流用を繰り返したという事件でした。架空の取引先を捏造し、金融機関から振り込ませた不正支出が155件、入場料や売り上げの着服が532回といますから下呂市民にとっては本当にすさまじい被害だと思われます。ですけれども、このことは、我が飛騨市にとっても他山の石として市民の税金を管理監督する行政に改めて警鐘を鳴らす事態ともいえそうです。

そこで伺います。まず、1つ目、9年間も見抜けなかった下呂市の公金横領問題を市長、代表監査、それぞれどのように受け止め、飛騨市政に教訓とされてゆくのか、私たち市民にお聞かせください。

2つ目に市の行財政運営の管理監督がどのように行われるか。私たちが市民が知れるのは、飛騨市監査基準だけだと思います。その規程を見ましたら、その規程に沿って行われる監査に私たち市民は全幅の信頼を寄せることになるわけですが、飛騨市として残念ながら公金に関する不祥事で汚点を残した過去がいくつかあります。合併前は、小さな旧4町村にそれぞれ外部からの代表監査があったわけですが、合併飛騨市となっても外部からの監査は1人です。議会選出の監査も同様です。合理化のための合併だから当然と言われれば、たしかにそういう側面はありましたが、下呂市の事件も飛騨市の不祥事も合併の後ですので、やはり監査の事務量などが大変気になるところです。監査の人数は足りているのでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

3つ目に飛騨市監査基準の規程第1条には、「監査委員は自ら入手した証拠に基づき意見などを形成し結果に関する報告などを決定する」とあります。住民監査請求があった場合など、行政内外の証拠入手のために監査委員にはどれほどの権限が与えられるのでしょうか。この3点をお聞きしたいと思ひます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査体制につきましてのお尋ねでございます。まず、下呂市の使途不明金問題の受け止めでございますが、大変巨額な金額でありまして大変衝撃を受けたわけでございますけれども、今回の事件は、観光施設で勤務していた職員が、不正な支出や売上金の着服を繰り返し、私的に流用していたということで、これはいわゆる横領でございます。こうした事件は、いろんな古今東西起こるわけですが、人物の意識・人間性によるところが大きいというふうに認識しておりまして、不正を防ぐ仕組みづくりはもちろんですけれども、結局は、コンプライアンス意識を持たせるということに尽きるという面がございます。議員もおっしゃいましたけどもまさしく他山の石としてですね、これまで同様に職員教育に粘り強く取り組んでいく必要があるということを感じたところでございます。

なお、今回の事件で偽造された通帳のコピーをもとに監査が行われていたということ

が、1つの大きな問題となっているわけでありまして、飛騨市におきましては、指定金融機関の残高証明書、日計表、市の財務システムによるチェックを毎月行っているというかたちになっておりまして、こうした不正を未然に防止できるチェック体制は確立されているということを確認したところでございます。

2点目、監査の人数とか体制の問題でございます。監査委員の定数でございますが、地方自治法及び同法施行令によりまして、都道府県及び人口25万人以上の市にあっては4人、その他の市町村にあっては2人というふうに定められております。長が議会同意を得て、人格が高潔で、財務管理又は事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任するというふうに定められておるところでございます。飛騨市におきましては、この地方自治法の本則どおり、飛騨市監査委員条例第2条で定数を2人ということにしておるところでございます。

なお、定数は別途条例で増やすことができるというふうに自治法ではなっとるわけでありまして、県内他市の状況を見ますと、法定定数以上の監査委員を置く市は2市、これは各務原と高山であります。法定定数内で監査委員を置く19市中、岐阜市を除く18市は2名体制ということで、自治法本則どおりということでございます。とくに定数的に不足しているという意見もございませんし、こうした他の自治体の例を見ましても、適切な監査を実施されておるものとして、また、飛騨市においても適切な監査を実施していただいているものと捉えております。したがって、この2名という体制で問題ないのではないかとということでございます。

なお、先の代表監査委員の選任にあたりましては、島田監査委員になっていただいておりますわけでありまして、より客観的・公平な見地から市政全般を監査いただくという考えのもとで、名古屋税理士会を通じ、これまで飛騨市政等に関わったことのない方を推薦いただいて、選任させていただいたところでございまして、今年度もここまで適正かつ厳格に監査いただいておりますものと認識しておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔代表監査委員 島田哲吉 登壇〕

□代表監査委員（島田哲吉）

それでは、代表監査委員として答弁させていただきます。まずはじめに、下呂市の使途不明金問題をどう受け止めるかということについてでございます。

下呂市の使途不明金問題について、代表監査委員の立場としてお答えします。この問題の報道に接したときは、あまりにも多額な使途不明金の金額に大変驚くとともに、なぜ9年間もの間、たった1人の職員が着服できたのかと疑問を抱かずにはいられません。同時に、監査委員に課せられた責任の重大さを再認識した次第でございます。

飛騨市においては、現在、飛騨市会計通帳及び第三者である銀行からの残高証明を入

手し財務会計との突合を行っており、また伝票は全て会計事務局において審査・支出・保管しております。

したがって、当市においては、公金を私的流用することなど可能ではないと認識しておりますが、今後も厳正かつ適正な監査の実施により、市民と行政の信頼関係の向上を目指したいと考えている次第でございます。

次に3点目の監査の権限はどのようなものかについてお答えしたいと思います。監査委員の職務権限につきましては、地方自治法第199条に定められており、監査の種類としては、普通地方公共団体の財務監査、事務管理監査、財政援助団体の監査のほか、決算審査、現金出納検査などがあります。

また、地方自治法第199条第8項は「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」と定めております。これが証拠調べのうちの関係人調査に関する権限だと思います。この関係人調査については、関係人が監査委員の求めに応じない場合における罰則規程はなく、関係人がその対応を拒否した場合、監査委員は調査を強制的に行うことや関係人に書類の提出などを強制することはできないとされ、関係人調査はあくまで関係人の任意の協力のもとに実施されるものであります。したがって、証拠入手のための強制力は監査委員にはございません。なお、地方自治法第242条に基づく住民監査請求も監査の種類の一つでございまして、証拠調べの権限は監査と同じでございます。以上でございます。

〔代表監査委員 島田哲吉 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず市長の答弁で残高証明書も毎月チェックしているということが確認できてよかったですと思います。それからやはり市長おっしゃるように職員のコンプライアンスに関する教育、これもとても大事だと思います。私がですね、まず1つ目の確認をいたしました。2つ目のことですけれども、飛騨市監査基準というのを私、実は初めて改めて読ませていただきまして、先ほどあの島田代表監査おっしゃいましたけれども、監査の範囲というのはとても大変なものです。まず財務監査から行政監査を中心にしてさまざまなここに書いてあるのだけでも7項目の監査の範囲、それから目的もあるということで大変重要なご苦労なお仕事かなと思います。それだけに私たちは本当にきちんと市民の税金を適正に管理監督していただくということを期待するわけですけれども、今定数は飛騨市の場合、2人ということになると思いますが、これ条例で定められるということですが、市長は問題ないのではないかとという答弁でしたが、実際の事務量との関係で代表監査、もう一人ぐらいほしいとかそういう要望はございませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□代表監査委員（島田哲吉）

ただいまの質問についてお答えさせています。現在ですね、飛騨市の監査におきまして、過去からもそうでございますが、今回の議員がおっしゃる飛騨市監査基準、これの第7条においてですね、年度初においてこの飛騨市の監査すべき事務量に応じて監査計画を立てて執行しているところでございますが、現在の段階ではそのような人手が足りないとかいうような認識はございません。

○11番（籠山恵美子）

監査計画をしっかりとやって、それを実施されているという認識でいたいと思います。3つ目の質問ですけれども、私がなぜその監査委員の権限のことについて触れたかと言いますと、その質問したかと言いますと、下呂市の問題の一連の報道、それから下呂市の議員にも確認したりしてみました。報道によりますと、最初下呂市のこの問題が発覚したときの下呂市の見解は、「不正職員の不正は巧妙な手口で気づけなかった」とこういう見解でしたが、その一週間後の報道では逆にずさんな管理体制というもの指摘されているんですね。この一週間の中でいろいろな調査が入りまして、つまり決算監査に必要な預金残高証明書の提出を監査でチェックしていれば、もっと早期に不正に気づけたのだということなんだと思います。先ほどの市長の答弁で毎月チェックしているという嚴重にやってみるということで安堵はしますけれども、この飛騨市の監査、しっかり権限を行使して予算残高証明書などその他必要な書類の提示をきちんとさせているのか再度確認したいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□会計管理者（森英樹）

監査を受ける立場の会計事務局としてご説明をいたします。例月出納検査につきましては、毎月月末にその前月分を会計別の出納状況を監査委員に報告しているところでございます。監査の内容は、一般会計の現金の出納状況、13の特別会計の現金の出納状況、それから歳計外の現金の出納状況、積立基金や運用基金の状況、そして企業会計、飛騨市では水道事業会計・病院事業会計の出納状況についてご説明をしております。具体的には預金の通常金額、普通預金から定期預金、通知預金でございますが、それらの金額、そして有価証券の保有状況、これを各金融機関及び証券会社から毎月提出される残高証明書と突合しまして、その整合している旨をご説明しております。それから1日の収支を集計した収支日計表の月末の残高金額との照合をして、整合している旨の説明をしております。一般会計・特別会計につきましては、飛騨市の財務会計システムから月末のアウトプットを出力しまして、照合し、整合している旨を説明しております。また、企業会計・水道・病院につきましても、各部局で作成する合計残高試算表から流動資産の預金の金額のチェックを行っておりまして、指定金から提出される残高証明書あるいは収支日計表とのチェックをし、整合している旨を監査委員に説明

しているところでございます。以上です。

○11番（籠山恵美子）

傍聴されている市民の方もそれからこの一般質問を中継でごらんになる多くの市民の方も今のそれぞれの説明を聞いて安堵したのではないかなと思いますが、私たちかつて市民の方々が住民監査請求に対する監査報告を不服として住民訴訟を行ったことがあります。

私もそのとき議員としてお手伝いをしながら一緒に裁判を戦いました。不慣れな市民がですね、事実解明のために裁判を起こすということは本当に想像以上の大変なエネルギーともちろん費用もたくさんかかりました。そして、真実をやっと勝ちとったという、こういう経験があります。しかし、そのようなことは本来私は正常な成り行きではないと思っているんですね。ですから今回は、この下呂市の報道などを見て、また改めて監査の重大性というのを認識しておりますので、そのような事態になる前に厳密な監査で私たち市民を安心させていただきたいですし、市民が信頼を寄せられる飛騨市の監査体制をこれからも持続していただきたい。その強い思いで質問をいたしました。

次に移りたいと思います。2つ目、新しい農産物直売所の運営について。まず1つ目に店長を地域おこし協力隊として募集する意図は何なのか。2つ目にまずはこの産直所、これを市直営で業務委託し、軌道に乗せることが大事ではないかということで、2つ質問をしたいと思います。私たち8月21日から2度にわたってこの農産物直売所の建て替え計画の資料いただきました。この計画には、店長を地域おこし協力隊から募るとしてあるんですけれども、その意図は何なのでしょう。募集は当然そのような条件を付してのことになると思いますけれども、本来の指定管理制度としてのこういうやり方は整合性がとれるのでしょうか。伺いたいと思います。2つ目に道の駅アルプ古川で農産物直売については過去にですね、地元の農業者の方々などが民間の建物の店頭で販売をしたりしておりましたけれども、徐々に排除されて、過去にそのようないろいろな問題が起きるなど関係住民にとってはとくに不満の材料になりかねないと思いますから今度は失敗はできないと思います。そのためにはまず、はじめから指定管理で丸投げするのではなくて、市の直営で行う。業務を中身の運営だけ民間委託してスタートする。こういうやり方もあるのではないかと思いますので、このへんについてぜひ市のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の、店長を地域おこし協力隊として募集する意図についてお答えをします。農産物直売所を運営していくうえで、店長は運営側の方針や目標、戦略をみずから立案し、豊富な農産物を確保するための生産者の確保から、新たな取引先の検討や他地域の直売

所との連携などを行いつつ、販売員や生産者をしっかりとコントロールする非常に重要な存在であると考えております。農産物直売所アドバイザーの勝本氏からも、売れる直売所を実現するためには販売に長けた店長の存在は必須であるというアドバイスをいただいております。こうしたことが求められる店長は、農産物に詳しく、サービス業の経験を有し、経営スキルを持った人材が望ましいわけですが、市内や近隣地域にこうした能力を持つ人物が容易に見つけられる状況ではないことから、今回の農産物直売所開設にあたっては、広く全国に店長の募集をかけることが必要となります。その際に、募集についての訴求力を高めると同時に、国の特別交付税による人件費の支援が得られ、指定管理者の負担も減らせる「地域おこし協力隊」と位置づけることが、開設にあたっては有利であると考えております。もちろん、任期後も継続して店長の役割を果たしてもらうことが前提となると考えており、任期中に自分の人件費を直売所の売上から賄えるように直売所を成長させていただくことも求められることとなります。募集・選考にあたっては農産物直売所アドバイザーの勝本氏にもご協力いただきたいと思います。なお、地域おこし協力隊と指定管理制度との整合性については、制度上の問題はないと考えております。

2点目の、市直営で業務委託し、スタートするべきではないかとお尋ねでございます。直営というのも一つの考え方ではありますが、公の施設の管理を一事業者に包括的に業務委託することは、地方自治法上認められておらず、指定管理者制度に基づく指定を行う以外の方法がありません。また、直営にした場合、市の会計を通すために、柔軟な販売活動を行うことができないという問題もあります。このため、今回の農産物直売所についても指定管理施設として位置づけたいと考えております。直売所の運営につきましては、今後も引き続き勝本氏のご指導を受けながら、市としても一緒になって検討するなど、運営に関わってまいりたいと考えております。なお、過去にアルプ飛騨古川で起きた農産物直売に関する問題は、出店料に関するものであったと思いますが、今回は市内3カ所の農産物直売所と同様の運営となりますので、そういった心配は不要であると考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず1つ目の問題なんですけれども、今部長がおっしゃったその店長の役割というのは、本当にそのとおりだと思います。例えば、まるまる民間で何かこういうご商売をやると思ったときにその中心になる方の能力というのは本当に大事なものですから、それは大変理解できるんですけれども、その指定管理制度としての整合性は問題ないということがまだ頭の中で引っかかっておまして、基本的に指定管理者制度は個人では受託できないんですよ。法人に3人以上の団体にしなければ受託できないということになっていると思います。ですからこの店長になる方を外部から募集するということが問題はないかもしれませんが、その方を1つの団体に組み込むという作業、コーディネー

トはどなたがされるのでしょうか。本来、それはこの受託のために応募する団体が自分たちでみずからその団体を立ち上げて応募するんだと思うんですね。結局店長の公募までを市の仕事としてやるということ自体が何とも中途半端であり、それなら市が1年間ぐらい、春夏秋冬、1年間、市の責任で運営をして、そしてお手本を見せる。その後に民間の団体を募集するというやり方も逆にそういう応用がきくのであればありじゃないかなと思うんですね。そのあたりはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今のご質問でございますが、今、答弁のほうでもお答えさせていただきましたように市の直営ということになりますと、会計の運用が煩雑になるということで直営ができないということになります。一括して包括的な管理を任せる場合には、指定管理制度をとるという方法しかないというところでございます。指定管理者の募集をかけるにあたりまして、その際に店長を募集するといった旨のことを募集のときに明記をしまして、そういう内容で指定管理者を募集するというようにしております。

また、指定管理者が決まった後にそういった店長の募集についても一緒になって協議をしていくといった状況でございます。地域おこし協力隊の方が指定管理を受けるわけじゃなくてあくまでも指定管理を受ける人というのは、指定を受ける人というのは、団体はしっかりあるわけですし、そちらをしっかりと決めたいという地域おこし協力隊の人をそこに配置するといった状況になっております。

○11番（籠山恵美子）

それではちょっと市長に2つ目の質問に入る前に聞きたいと思います。午前中の高原議員との指定管理の制度で大変なやりとりがちょっと聞かせていただいて、私必死でメモをとりました。市長がおっしゃる、この民間による公共サービスとしての指定管理者制度はいいと思わないと。私もずっとそう思っているんです。本当にいい制度だなとは思えないんですね。平成15年の9月にこの指定管理者制度が法律化しまして、飛騨市の場合は翌年の平成16年の2月に全国に先駆けて急いで合併したんですね。その後一気に第3セクター施設をまず先頭に一気に指定管理者に移行したんです。施設を。ですが、市長がおっしゃったように飛騨市の環境的な地の利の問題もいろいろありまして、競争力のある外部の資金力のある企業が競合して応募したわけでもなく、何とか地元で団体を立ち上げて、それでやってもらっているという状況ですよ。それが16年続いているようなものですね。多少、入れ替わりはあっても。ですから、そういうことかというと、思い切ったその応用も必要なんではないかなと思っているんです。そういう意味で今度新しく1億円かける、この農産物直売所、はじめから公募ですよ。はじめから前やっていた方、随意契約でまたそこに落とし込もうというのではないですよ。ですからそのまま店長さんも入れて新しく団体をつくられてということですよ。そうなり

ますと、もう本当に心機一転、本当に指定管理者制度もここまでやればいい制度の施設になるんだぞというモデルケースを市がちよっと全力をあげて1年間やってみたらどうかと私は思うんですね。その後に指定管理制度に移行すればいいわけです。半年で成功すれば半年でいいかもしれません。そのあたりのそういう市長はね、柔らかい頭でとおっしゃいましたし、私も都竹市長の真骨頂は柔軟性だと常に思っているんです。ですから、そういう柔軟性をどっかで生かして、もう絶対失敗できない施設ですから、そのためにいろんな応用を、アレンジを効かせてもいいんじゃないかと思います。市長はいかがでしょう。指定管理者制度として最初からやって成功する勝算はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

その指定管理者制度、午前中の高原議員との議論でもそうなんです、決していい制度だと思ってないんで、本当は直営にしたい。直営でやれば直営でやりたいんですが、直営でやったときに先般のMプラザの一時期直営するかと実は時期があったときにですね、検討するとやっぱり非常に課題が多いんですね。従業員の待遇の問題とかですね。金銭の授受の問題、本当に大変マイナス面が大きいんです。それであれもなんとか株式会社飛騨ゆいに受けてもらって、指定管理でつないだということでしたが。そうした逆の直営のマイナス面ということを見ると、これも制度上ですよ、制度上のマイナス面ということを見るとやっぱり天秤にかけると指定管理のほうがよくない制度けどまだ使える。こういう考えなんですね、基本的に。ただ今回の場合ですね、農産物直売所は飛騨市の農産物をただ売ればいいということじゃなくて、生きがい農業中心にやっていらっしゃるもちろん専業農家も多いですが、その方たちが自分たちがつくった農産物を人を買ってもらえるという場所をつくるということが最大の目的です。

したがって実際に農業をやっておられる方が参画してくれないとそもそもここに農産物直売所をつくる意味は全くないんですね。そうするとですね、その方々が団体をつくることになります。団体をつくって応募してくるんですが、先ほどの話なんですが、ではその中にこれだけの能力を持った人がいるかどうか。こういうことになりまして、恐らく普通に考えると、それはかなり難しいのではないかという判断なんです。そうするとですね、そこを補うために市のある程度の意思を伝えられる方を初期段階ではしっかり入れて、それで運営を軌道に乗せていく必要がある。そこに市の職員がいった一時期ですね、1年間なり2年間の市の職員がいった店長をやるということも1つ案として考えたんですが、しかしそれも市の職員でそれだけの才覚のある奴いるか、出せるか。こういうことになるとですね、定数の問題もありますし、どうしても限界が出てくるんじゃないかということもありましたので、であれば地域おこし協力隊というかたちで、当然人件費はですね、市が持つことになります。特別交付税をもらって市が持つことになりますから市のコントロールがききますので、そこを市の職員のかわりに入れることに

よって、当初の段階は財政的にも有利なカタチということももちろんあるんですが、いけるのではないかというふうに考えたものですから、今回こういう考えをとることになったとこういうことです。ですので、議員のおっしゃるようなことも私自身も当然考えますし、そういうことも選択肢としてはいろいろ検討したんですが、プラスマイナス天秤にかけるとですね、やっぱりこれが一番ベストかなということで今こういうカタチでやりたいということで今検討しているということでございます。

○11番（籠山恵美子）

私も直営に100パーセントこだわっているわけではありません。とにかく成功してもらいたいと思っているんですね。ですからこれまで指定管理施設で本当にご苦労されている施設ばかり見ているものですから、何とか別なやり方、アレンジしたやり方はないかなと思って考えたんですけども。私も実際には、例えば、よそから来た公募したその店長さんですか、専門性を持った方を選ばれるかもしれませんが、その方が知らない土地に来てどれだけリーダーシップを発揮してやれるかなという心配もありますから、私は本当に有能な職員を1年ぐらい出向させて、そのパートナーにして中心になってやったらいいかななんてことも私も考えました。ですが今、市長の説明ではですね、そういうのもなかなか困難だそうなので、とにかく私たち、それから周りの市民の方々も心配して見ていると思います。ぜひこの新しい農産物直売所、成功していただきたいと思えますし、冬期間、さてどうしましょうかということですね。作物の採れない飛騨市で、となりの高山市国府町にある「特選館あじか」などは富山と連携していまして、富山の海産物は年中ストックしてありますね。そういう「あそこに行けば富山の珍しい海産物も手に入る」ということもあったりして、それから今、ボランティアでつくってくださっているパン屋さんなんかも呼び込んだり、ちょっと企画展みたいなことをやっていたりしていろいろ工夫されているようです。ですからその冬の間、閑散としたこの直売所にならないために採算はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そこが一番実は問題でありまして、これも今回アドバイスいただいております勝本吉伸さんと私自身も何回かこう議論させていただいたり、本を読ませていただいたりしながらいるんですが、安定的にある程度の量がずっとあるということがやっぱり農産物直売所で非常に大事だということを指摘されておりまして、飛騨市内だけでの収量が足りない場合は、最初の段階では買い入れ、外からのものを買入れてやっていくこともやむを得ない。それでずっとお客さんがついてくると、今度はその間に生産量を増やしていくという取り組みをする。冬の間が目玉も恐らくその中ですね、今、議員おっしゃったように他の地域があるけどどこかに絞ってそのものが入るとか、恐らくそういうカタチになってくるんだろうと思われるんですね。そのあたりの模索をしながらですね、

冬の間も安定的にある程度の量が販売できるようにしていくというのが今回の眼目の1つだというふうに思いますので、それがどの地域とどういうふうにするかというのは、これからまさしく検討していくことになろうかと思いますが、そのへんは大きなテーマとして今の議論をしているところでございます。

○11番（籠山恵美子）

ぜひ全力で進めていただきたいと思います。もうとにかくこの新しい直売所のコンセプトはオンリーワンでナンバーワンと。おもてなしでナンバーワンとこういうコンセプトでがんばろうとしているということは、この資料などでも受け止められますので、中身が実行が伴うようにがんばっていただきたいと思います。私たちも議員も微力ながらお手伝いできる場所はお手伝いしていきたいと思います。

3つ目に入ります。3つ目の質問は、新型コロナウイルス感染症の医療対策の充実について伺います。

まず1つ目、秋冬のインフルエンザ・コロナ対策はどうなるのでしょうか。2つ目、公営の医療機関に発熱外来をということで質問したいと思います。これまで飛騨市は生活者支援、事業者支援を中心に数多くのコロナ対策をとってまいりました。唯一手が届いていないのがPCR検査などの医療体制だと思います。PCR検査の必要性は今や誰もが認めるところで否定する人はいないと思います。飛騨市には幸い感染者が出ておりません。ですけれども、このウイルスのほかにはない特徴は無症状でも陽性者がいるということなんですね。それからインフルエンザにはワクチンによる予防接種がありますけれどもコロナウイルスにはまだそれが見つかっておりません。市長は、先日の定例記者会見で「深刻な生活相談については落ち着きがみられる。製造業で業績が戻ってきている」と述べられています。だからこそ、今この落ちついている時期にPCR検査センターの設置など医療体制の備えを具体化するべきではないでしょうか。全国にはこの間のコロナ感染を経験して保健所を介さなくてもPCR検査ができるよう医師会などと協力して足を踏み出している自治体も増えています。そこで伺います。

まず1つ目、これから秋冬に向かいインフルエンザの流行も予想されます。指定感染症であるコロナウイルス感染なのか、インフルエンザなのかは診察をしないとわかりません。しかし、かかりつけ医でも発熱した患者の様子によっては保健所、いわゆる例の帰国者・接触者相談センター、保健所ですね、そこに連絡をと診察を拒まざるを得ないかもしれません。これまで非常事態のときはそうでした。そういう中では市民に対して広報やインフルエンザのこれからの予防接種の啓発など自治体の役割も大変重要です。今回、今議会にはこのまた新しい補助制度もできたようで大変喜ばしいですけれども、市の責任においてそれから市の役割、大変なものだと思います。どのような取り組みをしていきますか。伺いたいと思います。そして、2つ目に市民病院や診療所に発熱外来を設置することは国や県の支援を求めながら市の責任でできるのではないのでしょうか。今、国はこの発熱外来を設置するよう、その財源も含めて進めております。ぜひ飛騨市

としても早急にとりかかっていたいただきたいと切望します。いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、1点目、秋冬のインフルエンザ・コロナ対策はどうなるかについてお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症と病態が似ている季節性インフルエンザの予防を図ることは、2つの感染症の混同を避け、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するうえでも重要なことであると考えております。

他方、全国的にワクチンが限られるとみられるところ、8月28日に、政府から重症化リスクが高い高齢者、基礎疾患のある者及び医療従事者への感染防止を徹底するとの方針が示されました。

市といたしましても政府の方針を踏まえ、優先されるべき方々に予防接種を受けていただけるよう、対策を講じることとし、昨日、追加の予算案を上程させていただいたところです。この中では、重症化リスクが高い65歳以上の高齢者等に対する予防接種費用の無償化、基礎疾患のある方と医療機関及び介護事業所の職員への助成を行うこととしています。また、子どもに対する予防接種については、本定例会において上程させていただいております飛騨市子ども予防接種費助成条例の改正案の中で、1回あたり2,200円の助成の対象年齢を15歳から18歳までに拡大する提案をさせていただいております。議会においてお認めいただければ、早めに接種していただけるよう、市民及び対象者の皆様へ速やかに広報及び周知してまいります。

2点目、公営の医療機関に発熱外来をについてお答えさせていただきます。発熱外来は、発熱が見られる際に他の病気と区別して受診ができる専門の外来体制を設けるものであり、新型コロナ感染の可能性のある方を分離できることから、病院・診療所での感染防止の観点からは有効なものです。設置方法には2つのパターンがあります。まず、通常の外来とは別に専門の場所を分けるパターンです。この場合、受診者にはわかりやすい一方で、配置する医師と看護師が確保できるかが問題になります。常態的に医療人材が不足している市民病院はもちろん、少人数で運営されている市内の民間診療機関、市の診療所ともに、別の場所に常駐させる余裕がなく、現実的には難しいのが実情です。もう1つのパターンは、仕組みとして、発熱者を分けて診察できるようにするものです。これは実際に、飛騨市民病院では既に開始しており、発熱者が来院された場合、その他の疾患者と交わらないよう動線を分けるほか、診察までの待ち時間も別室や自家用車で待機していただき、診察室も分けて対応するなど、安心して受診いただける環境を整えております。

また、河合診療所や宮川診療所でも同様に、診察室と別の部屋を発熱者等の専用診察室として新たに設け、玄関で来院者を検温し、自家用車内で待ついただくなどしたう

えで、医師は1人ですので、発熱者には専用診察室で一般の患者がいなくなった時間帯に別途に診察を行っております。

さらに、国の第2次補正予算で新たな補助制度ができたことから、河合診療所では駐車場にコンテナハウスの発熱者専用診察室を設け、より安心して発熱者の診察ができる準備を進めています。市内の民間診療所におきましても、この国の予算を活用し、市の補助支援も見込みながら、発熱専用診察室への専用入口等を設けるなど準備を検討されてみえるところもあります。これらは、「発熱外来」という標榜こそしていませんが、内容は発熱外来そのものであり、既に市内では設置されているものをご理解いただければと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

1番の対応についてはわかりました。今議会で改めて補正予算の中で説明がされると思いますけれども本当によかったなと思っています。2つ目の問題ですけれども、実はきょうのお昼休みにですね、そちらにみえる水上議員に河合診療所のコンテナハウスですね、その待合所の写真を見せていただいて、ああ、もうここまで進んだなと本当にうれしく思いました。私もなかなか時間がなくて、自分の古川町内は何カ所かの民間のクリニックを回ってどのような様子か見て回りまして、玄関の張り紙、それから実際にあるクリニックではちょうど私が様子を見に行ったときに看護師さんが問診票をこう持って走って駐車場に出てきまして、駐車場のその車の方が窓を開けて、そこで問診をしておりました。やり始めたんだなと思ひまして、そのクリニックの玄関、ちょっと張り紙を見てみましたら、8月1日から先ほど部長がおっしゃったように発熱外来という言葉使っておりませんでしたけど、「かぜ様の発熱をされた患者様にお客様に」というような見出しでまずは電話をして、駐車場まで来ていただいて、そこで看護師がいきますから、そこでやり取りをして、まずそのことをやってくださいというふうに進進していました。ほかの古川町内の病院も同じような張り紙がありまして、河合・宮川で、とくに河合などではその別室ですね、診療所とは別にコンテナの中で駐車場で問診をして、コンテナの中で待っていただくと。患者さんを分けて、そこで診察もできるのかなと思ひまして、よかったなと思います。あとは、いよいよやっぱりPCR検査の体制ですね、このPCR検査センター。検査センターと言うとなんかちょっと大げさですけど、PCR検査所ですよ、テントのようなものでも大丈夫だそうですが、その設置です。このPCR検査を行う目的は、無症状の感染者を見つけ出して、その方を保護し、隔離するためなんですね。つまり診察が診断が目的ではなくて防疫、疫病を防ぐこれが目的です。感染を広げない。そのためのPCR検査センターが市内にあれば、どんなに安心でしょうか。きのう他の議員さんの質問の中でも新しく指定管理になった施設では修学旅行の子どもたちも呼び込みたいという話もありました。修学旅行の子どもたち、もっともって飛驒市に来ていただきたいと思ったらやはりこういうPCR検査のできる場所、せめ

て1カ所はほしいと本当に思います。ドライブスルーでの検査所は全国で今大変喜ばれております。もちろん防疫は国の責任ですからいずれ法律上、国が財政出動するはずだと思っています。飛騨市はこのPCR検査体制の実施にいつ具体的に踏み出すのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

昨日の澤議員のご質問に対して答弁もさせていただきました。PCR検査につきましてはお話しいたしましたとおり、その検査できる機関というのが、県内で今のところまだ1カ所でございます。民間の機関を利用した場合は、東京へ運ぶという時間もかかったり、あるいは高額な費用ということもございます。これに対しまして国がですね、今いってみえますのはもっと簡単なですね、30分程度で短時間で特別な機器を使わずにできる抗原検査というものを普及させたいということで1日、20万件検査できるということで、こちらのほうをまず目途でやっております。ただ一方ですね、PCR検査のほうも増やすということではいっております。ただこのPCR検査につきましては、非常に検査のほうもそうですし、こちらで検体を採取するということがすごくやっぱり労力があるところがございます。市といたしましても、この国の方針を受けまして、抗原検査のほうも早期にまた実施できるようにですね、医師会のほうと今後話をしていきたいなということっております。

○11番（籠山恵美子）

先日ですね、8月27日付の中日新聞では大変詳しくこの検査の体制強化について取り上げておりました、これを読みましても、それからほかのいろいろな専門家の新聞の記事を読みましても、以外に検査体制大変だということを話が広まっておりますけれども、検査体制の拡充にはですね、感染部門を担当していない検査技師が「感染症の研修やトレーニングを受けて加わることも十分可能です」と専門家が言っているんですね。この方は医療関係者です。感染症の医療関係者です。ですから中日新聞にも詳しく書いてありまして、やはりその医師会の協力ですね。かつては歯科医師でもきちんと研修を受ければ患者さんが減っている歯科医師の方にも輪番制で協力をいただいてPCR検査などもできる、抗原検査でもいいと思いますが、そうやって少しずつ前進させるということは、十分可能になってきているなという感じがします。ちょっと調べましたら、そのドライブスルー型のPCR検査所、テント方式のような簡易なものですけども、それは1機、5,000万円あればできるそうです。ということは、飛騨市としても緊急交付金でできないことはない。財政調整基金もあるんだし、その気になればということで。あとはスタッフ医療体制、これが一番ネックなんだろうなと思いますけれども、市民病院だけでやるのは大変だろうと思います。日々のその発熱外来の措置だけでも本当に十分ご苦労なことだと思いますので、やはりここは医師会と全面に行政が協力をし

て検査ができるような、それに医師会が協力してくださるような体制をとっていただくことが本当に大事だと思います。これまで医師会とのこの検査についての話し合いってというのはされているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

国からですね、8月28日に方針が示されて以来ですね、2～3回話をさせていたがきまして、医師会長さんもちよっと話を聞かせていただくときには、ハートピアのほうに来ていただいたことも実はございまして、随時話をさせていただいております。まだまだ国・県の情報が不確かでございますので、今後も制度がつかまってこようかと思えます。引き続き協議してまいりたいと思えます。

○11番（籠山恵美子）

やはり何といっても自治体の使命は、責任は、飛騨市は飛騨市民の命と財産を守るこれが第一義的な責任ですので、その立場をこれからもずっと持続していただいて何があっても安心な医療体制がとれるように。とくに新型コロナウイルスの感染に関してはですね。そういうことをやって初めて飛騨市の経済も安心して動いていくんだと、車の両輪だと思いますので、ぜひこれからも力を尽くしてご尽力いただきたいと思えます。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、職員入れ替えのため暫時休憩とします。再開を午後3時5分といたします。

（ 休憩 午後2時55分 再開 午後3時05分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。次に9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

議長から発言のお許しを得ましたので、一般質問をはじめさせていただきます。今回からタブレット使用ということで、執行部の方々は皆さんタブレットを使用しておりますが、議員が1人も使わないのではちょっとあれかなと思って、一番若手のあと少しだ

け40代の私が使わせていただきたいと思います。周りからはやじが飛んでおりますが、気にせず進めますので、よろしく願いいたします。今回大きく4点ですのでお願いいたします。

1番目、飛騨市ケーブルテレビの今後についてです。令和5年の民間経営は大丈夫か。2つ目、ケーブルテレビエリア外の地域も新たな対象地区になるのか。3点目、インターネット回線のスピードについて。4点目、テレビとインターネットの料金設定。5点目、冗長化の考え。6点目、事業譲渡先の選定についての6つです。

4年前の一般質問では、飛騨市ケーブルテレビ設備の抜本的な更新をしたらどうかと質問いたしました。内容は、現在の同軸ケーブルを使用したHFC方式ではインターネットの速度向上が見込めない。HFC方式で続けてもノードなどの複数の設備更新が必要で定期的に数億円規模の支出が発生する。この際、FTTH方式に切り替えたかどうかという内容でした。そのときは設備に15億円以上かかり、なかなか市としては投資ができない。民間の活用などを念頭に継続して考えるという答弁がございました。この質問、けさ水上議員も質問されまして、このときの答弁はそのときの水上企画部長がされていたというときの質問でございました。その後も数回質問をさせていただきまして、センターモデムの更新などを行い、インターネットの速度改善が行われてまいりました。今回は高度無線環境整備推進事業の令和2年第2次補正予算で光ケーブル張替えの補助制度があり、それを活用してFTTH化をしていくとの方針が示され、市内のインターネット環境が快適になることは歓迎いたします。児童生徒の1人、1タブレットも今議会で補正予算が生まれ、急ピッチで進んでいます。コロナ禍でのオンライン授業の普及も影響したと考えられます。それに伴う教育機関の通信環境の強靱化も進み、飛騨市のケーブルテレビも高速化されれば市内の小中学校のオンライン授業もいよいよ実現に向けた環境が整います。私は、FTTH化により今のケーブルテレビ放送網というより今度光通信になるということで、テレビも含めた通信網としての機能が今後のインフラには重要になると考えております。

それでは、1点目です。令和5年の民間経営は大丈夫ですかということ。譲渡先を募集して、8月25日に参加申し込みの受付が終了しております。9月10日が審査書類の提出期限であり、18日にプレゼンテーションがあります。その後、9月下旬に選考結果が公表される予定となっております。現在の状況を踏まえ、令和5年4月の事業譲渡、民間移行は今の参加申し込み状況から考えて予定どおり進みそうなのかお答えください。

2点目です。ケーブルテレビエリア外の地域も新たな対象地区になるのかということですが、これはけさの水上議員の質問で答弁があり、割愛しようと思いましたが、一応聞いておきます。基本的にテレビの難視聴地域が飛騨市ケーブルテレビのエリアでした。しかし、民間事業者が収益の見込めない地域が飛騨市には多数あります。飛騨市ケーブルテレビのエリア拡張のタイミングに加入できた地域はよかったのですが、いまだにイ

ンターネット環境が整っていない地域も多々あります。

今回の整備においては、市内全域を網羅し、全市民が不自由なくインターネットを使える環境になることが必要ですが市の方針はどうでしょうか。

3点目、インターネット回線のスピードです。現在は通信速度が1ギガサービスが主流です。今後は10ギガ、100ギガとスピードアップがされると予想されます。テレビについても4K型、8K型放送も始まれば、回線の混雑も予想されます。今後、オンライン授業などでの通信量の増加、リモートワーク、テレワークで飛騨市に帰省した場合の通信の増加、オンライン会議での通信の増加が予想されます。回線の速度については、今後どのように考えていくのかお伺いいたします。

4点目、テレビとインターネットの料金設定です。テレビだけの利用、インターネットだけの利用、光電話とのセットなど今後、光サービスになると選択肢は増えてまいります。事業譲渡した場合は民間経営となり、市が料金については口出しできなくなる可能性があります。現行料金より高くなる可能性はあるのか。また、インターネットを使わない家庭はテレビのみの契約でも大丈夫なのでしょうか。

5番目、冗長化の考えです。私は、これが一番重要なところだと思っております。冗長化、まず、この言葉ですが、これはシステムの障害に備えて同じ機能や役割の要素をあらかじめ複数用意しておくこととあります。簡単に言いますと、迂回路をつくるということです。7月の豪雨災害では国道41号線が小坂で通行止めになりました。冗長化、イコール迂回路が複数あり、地域間の往来は遠回りにはなりましたが可能な状態でした。これが光ケーブル、インターネットの世界でも必要であり、どの事業者もここを考えて設備を設計しております。

先般の7月の災害では大学の研究用の回線が切断され、繋がらなくなりました。国道41号の専用線しかなく、冗長化されていなかったため、国道41号の災害時に使用不能となったためです。幸い、一部区間で飛騨市のケーブルを大学に貸し付けておりましたので、飛騨市の冗長化された回線を使用し、研究には影響が出なかったと聞いております。この点からも災害時の拠点になる市役所と振興事務所、指定避難所は冗長化すべきです。指定避難所は以前の一般質問でテレビやネット環境を整えていくと答弁もありました。この点からも絶対に必要になります。市として冗長化についてはどのような考えなのでしょうか。

6点目、事業譲渡先の選定についてです。現在、審査中ということで、なかなか答えにくい部分もあるかもしれませんが、答えられる範囲でお願いいたします。審査基準の点数表もインターネットで公開されております。それぞれの項目に5点から1点の配点がありますが、22カ所の配点なし、空欄のところがあります。審査項目は22項目の基準があり、各5段階評価になっていますが、実に20パーセントが配点なし。空欄となっております。1点、2点が空欄のところもあれば、4点と2点が空欄などあり、3点が基準になるのか1点が基準になるのかわかりません。とくに6番目の事業運営者と

しての評価、この欄には、「応募者同士を比較して」となっております。応募者同士の企業を比較して点数をつけることは、これまで指定管理者なども含め、飛騨市として行ってきたのでしょうか。応募企業を基準に照らして点数化するなら理解できますが、応募企業同士を比較しての点数化は違うのではないのでしょうか。例えば、岐阜県内で事業を行っている企業と全国的に行っている企業、飛騨市内でしか事業していない企業では、飛騨市内の事業者が圧倒的に不利な配点となります。応募者同士を比較してこの点はどう考えてみえるのかお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

飛騨市ケーブルテレビの今後についてお答えをいたします。まず1点目の「令和5年の民間経営は大丈夫か」についてお答えします。市のスケジュールとしては、令和5年度から民間経営を前提にスケジュールを組んでおり、今後、実際の工事の施工期間のほかに、市民の皆様への説明会の実施、承継にかかる許認可や各種手続き、加入者の皆様の移行の手続き等を行ってまいります。

もちろん、事業者の選定後にさまざまな協議・調整を行う必要が出てきた場合には、これを延期する場合も考えられますが、現時点においては十分な期間はあると考えております。

次に、2点目の「ケーブルテレビエリア外の地域も新たな対象地域となるのか」についてお答えします。

午前中の水上議員への答弁でも申し上げましたが、今回の対象地域は、現在飛騨市で行っているケーブルテレビ事業を引き継いでいただくことを前提としており、市内全域ではなく、飛騨市のケーブルテレビサービス提供範囲を基本としています。例外として、民間による高速ブロードバンドサービスの提供予定がない、神岡町寺林、堀之内、梨ヶ根については対象範囲に含めています。それ以外の地域については、とくに条件は提示していませんので、事業者の判断によるものと考えております。

次に、3点目のインターネットの回線のスピードについてお答えします。今回の募集にあたり提示した条件として、F T T H方式によるサービス提供としております。現在、既に市内でF T T Hによるサービス展開をされている事業者においては、最高速度は1ギガ、10ギガなどが提供されていることから、少なくとも1ギガのサービス提供はされるものと考えております。

次に、4点目のテレビとインターネットの料金設定についてお答えします。今回の募集にあたり提示した条件として、「テレビサービスの料金を移譲後10年間は現行水準とすること。採算上不可能な場合は現行水準でサービス提供するための条件を提示すること」としております。詳しい内容は今後提出される申請書類に記載されることになりま

すが、提示の条件に沿った提案が出てくるものと考えております。

次に、5点目の冗長化の考え方についてお答えします。通信ルートの複数化による冗長化については、災害時等を考慮した場合においては重要な点であると考えますが、現在の市直営サービスにおいても実現できていることではなく、またこれを機に冗長化を求めることは過大な費用増加につながる恐れがあること、またその条件を満たすことが困難との判断により応募者がいないということも考えられたことから、条件とはしておりません。

議員がおっしゃるように、冗長化は非常時に有効な対策ではありますが、その設置費や維持管理費はコストとして収支に影響するものでありますので、整備の条件とすることは飛騨市の地形的条件等を考慮した場合には困難であると考えました。なお、リスク管理に関する評価の視点としては、中継2重化の考え方についての項目を設けております。

次に、6点目の事業譲渡先の選定についてお答えします。評価項目のうち、評価点数の一部を省略している項目は12項目あり、それは大きく分けると次のようになります。1つ目は、市が求める最低基準を提示している場合に、その最低基準を及第点の3点として2点以下の提案を想定していないものです。これが2項目あります。2つ目に、評価基準の標記を、最高、平均、最低のみとしているもので、全部で10項目あります。これは、中間である4点、2点の説明文を省いているものであり、審査員の判断によって4点、2点をつけていただくことも可能です。また、「応募者同士を比較して」としている項目が3つありますが、そのうち1つについてはそれぞれの事業者について該当する点数が入ります。残りの2つについては、それぞれの提案内容を数値化する絶対評価が難しいことから、応募者の提案内容を比較する相対評価とすることを項目としています。

なお、応募者同士の比較では、飛騨市内の事業者が不利であるのご指摘がありましたが、これは経営基盤、収支、サービス体制等に直結する項目であり、市としては評価上重要な項目であると考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○9番（前川文博）

はい、今答弁いただきました。まず、1番目の令和5年の民間移行はスケジュール的に十分オーケーだということだと思います。2点目のこれはけさも回答がありました。神岡のとくにエリアを増やすときに漏れたところですね、梨ヶ根、堀之内、寺林、伏方はあるんでしたかね。伏方は入っていますね。そこが網羅されるのでこれをやれば市のケーブルテレビ、今のケーブルでひく部分と民間事業者の今、光サービスあるところはこの3地区を入れれば全て網羅されるということで間違いはないですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

そのように認識しております。

○9番（前川文博）

わかりました。これで市内が全部光サービスになれば、今までのスピードが遅いという苦情のほうはなくなっていくと思いますので、この点は安心させていただきます。

それから3点目のスピードですけれども、1ギガ、10ギガのサービスも一部あるという話でしたが、今後先ほど言いましたように学校の通信も増えてきたりということで混雑すると速いスピードが絶対今から必要となっていきますので、最低1ギガ、これは譲れない部分でありますけれども、譲渡までの間にひよっとしたら1のところは10できる、10のところは100できるという話もあるかも知れませんが、できるだけ民間になればこのへんは民間の努力で速いものになっていくと思いますが、そのへんのことはしっかり押さえていただきたいと思います。

それから4点目テレビの料金、10年間は現行水準でということでありました。テレビ、インターネットもだと思うんですけども、これ、けさの水上議員の答弁の中で、生活保護の加入者の利用減免という話がありまして、この中で料金の減免を市の負担で考えるということがありましたが、これはどの部分までを減免を考えるのか教えていただけますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

市の対策として減免も考えるということですが、テレビの受信料についてのことを今のところ考えております。

○9番（前川文博）

わかりました。それが聞ければ十分です。インターネットももしということであれば、飛騨市内のほかの地域の生活保護家庭もこの対象にしなきゃいけないという話になりますので、テレビだけが減免になっていくということで理解をいたしました。それから冗長化の話です。これが一番私も重要だと言ったんですけども、市もあつたほうがいいというのは、今も言われたんですけども、かなり費用がかかるということを言われました。例えば市でざっと見たときに前のHFCでは冗長化できなかったはずなんです。FTTHになると冗長化ができるということだったと思うんですけども、ちょっと4年前のことなので私も何とも記憶がなくなっているんですが、もしこれ今やろうとした場合、どれぐらいかかるとかというのを1回試算された数字は持ってみえますか。

□総務部長（泉原利匡）

どの部分をどれだけやるかっていうこともあると思うんですけどもちょっと具体的な数字は今、持ち合わせておりません。

○9番（前川文博）

今、答弁の中で、結構過大な金額になるということがありましたので、その話があるんであれば、大体どれぐらいの数字なのかというのを持ってみえるのかなと思ったんですが、どこでその過大な数字なのかというのが私は知りたいなというのも思っております。これは候補者が考えていくようなことでもあるという話もありました。私、これ、どこをつなげばいいのかというと、神岡の谷と宮川の谷とありますよね。そこまではいっていると。神岡は中山までいっている。宮川は杉原までいっている。その行き止まりを猪谷経由でつなげば回るんですよね。もう1個は、これ、私が工事業者さんと話をしたときに神岡の工事をやってみえる方だったので、そこで聞いた場合、神岡の場合だと平湯まわりで高山経由でもっていけるよと。それならすぐつながっているよということも言われるんですよ。そうすると冗長化についてはそんなに費用かからないと。トンネルの中にケーブルを添架させるのも今そんなにお金も費用もかからないということもありましたので、この点については、今後話を進めていく中で、絶対的な要件で出てこないんであれば、ちょっと入れていただくとか。じゃないと災害で切れたときに避難所で何もわからない。テレビとネット設備を持っていてもつながらないということになってしまいますので。とくに今飛騨市では冗長化されていますよね。例えば岐阜からくる、今のいろんなネットはここまではされている。でもここから各振興事務所は、1本の回線があるだけでそれが切れたら振興事務所ですら光サービスを使えない。そういう状況なので、そこは非常に重要だと思うんですが、この点についてはきちんと今から選定して決めていく中でおしていただくとすることはできますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

提案の中で先ほど答弁しましたが、中継2重化の考え方について提案してくださいというようなことを出ささせていただいております、そのへんのことも既に民間の光網も入っているところもありますので、そういうことも含めた提案がされるんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

○9番（前川文博）

わかりました。それでは6点目の項目ですけれども、先ほど、項目の中身のことは聞きました。応募者同士を比較してというところで、長期の事業展開なので、経営基盤とか会社の大きさということが重要だということがありましたが、こういった項目、これだけの大きいサービスとかやるのというのは、このケーブルテレビぐらいだと思うんですが、今のこれに対してぐらいでほかのことには今後、例えば飛騨市内だけの営業であれば1点とか10の市町村やっていると3点とか、県がやっていると5点とかそういった点数の配分についてはあまり考えていかないというようなことでよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回のケーブルテレビにつきましては、やっぱり事業規模とかどれだけの町村等やってみることかということも重要なことだということで、ちょっと比較的なことを書かせていただいておりますけれども、今後のプロポーザルにつきましては、ちょっとはつきりと言えませんが、その時点で考えることだと思いますが、あまりないことかなということは思っております。

○9番（前川文博）

わかりました。選定前ですので、これ以上突っ込むと審査に影響すると困りますので、ここまでにさせていただきます。それでは次、大きい2番に入ります。インフルエンザの予防接種についてです。3点ございます。

1番目、昨シーズンのインフルエンザ検査件数と罹患者数、それぞれ対前年比。2点目、高齢者などに無償で予防接種をできないか。3点目、ワクチンの確保はということです。新型コロナウイルスの関係で昨シーズンはインフルエンザの罹患者は全国的に減少しました。けさのテレビではことしも減少するのではないかと今の予測が立っているようですが、わかりません。これは、新型コロナ感染の症状とインフルエンザ感染の現状が区別できないため新型コロナ対応を優先させたため、インフルエンザの検査数が減少したことが要因と考えられます。昨日は追加議案でこの件が提出されました。事前に議案があれば質問内容も変わっていたのですが、通告締め切り後に追加上程ですので、通告どおりの質問をさせていただきます。

1点目です。昨シーズンのインフルエンザ検査件数と罹患者数、それぞれ対前年比ということです。全国的にインフルエンザの検査数が減少したと思いますが飛騨市の検査実施件数は前年と比べどれぐらい減少したのでしょうか。また罹患者数はどうなっていますか。

2点目、高齢者などに無償で予防接種を。これは先ほど籠山議員の質問もありました。今回の追加議案の中にも入っております。ことしは、インフルエンザの検査も積極的に行うようにとの通知があったと聞いております。感染症予防の観点からインフルエンザにかかりにくくするのが一番だと考えます。新型コロナで重症化しやすい高齢者や子どもに無償でインフルエンザ予防接種を行い、医療業界の負担を軽減させる動きがあります。国でも今シーズンのインフルエンザ対応に動き出しました。飛騨市も重症化しやすい年代の方に無償でインフルエンザの予防接種を行い、インフルエンザ感染リスクを下げ、医療体制を守ることが必要と考えますがいかがでしょうか。

3点目、ワクチンの確保です。予防接種のワクチンはこれまでの実績に応じて配分されていると聞いております。ちなみに飛騨市民病院では、1,500人分程度の配分と聞いております。今シーズンは、新型コロナの対策として、またこれまで中学生以下だ

った助成対象も高校生以下と拡充されますからインフルエンザの予防接種を希望する方が増加すると考えられます。無償化を進めるにしても根本のワクチン確保が重要となります。昨日の澤議員の答弁の中では、国がワクチンを確保し優先的な方から対応できる見込みとの発言がありました。全国的にワクチンが不足されると予想されますが大丈夫でしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、まず1点目、昨シーズンのインフルエンザ検査回数と罹患者数、それぞれ対前年度比はについてお答えをいたします。

昨シーズンの飛騨市内全体におけるインフルエンザ検査回数及び罹患者数につきましては、統計がないため把握できていませんが、飛騨市民病院につきましては、平成30年度の検査回数が600回で、罹患者数が173人。令和元年度の検査回数が522回で、罹患者数が72人となっており、検査回数が78回の減少、罹患者数が101人の減少となっています。

また、岐阜県全体における検査回数も不明ですが、岐阜県が行っています定点報告における県内の罹患者数は、一昨年のシーズンが2万8,848人、昨シーズンが1万6,556人との統計があり、1万2,292人の減少となっています。

なお、参考までに申し上げますと、市のインフルエンザ予防接種費の助成を利用して受けられた方は、平成30年度が8,144人、令和元年度が8,332人となっており、そのうち65歳以上の定期接種につきましては、平成30年度が5,290人、令和元年度が5,466人となっています。高齢者の接種率は、平成30年度が55.9パーセント、令和元年度が58.3パーセントとほぼ横ばいとなっています。

2点目、高齢者等に無償で予防接種をについてをお答えさせていただきます。昨日の澤議員及び本日の籠山議員からのご質問の中でもお答えさせていただきましたが、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症との同時流行を前に、市民の不安の解消と医療現場の混乱を避けなければならないことから、その対策として、昨日、追加の補正予算を上程させていただいたところでございます。

また、任意接種である子どもに対する予防接種につきましても、現行の助成対象年齢を15歳から18歳までに拡大する改正を本定例会において提案させていただいております。

3点目、ワクチンの確保はについてお答えさせていただきます。今シーズンに国内で供給されるインフルエンザワクチンの量は、約3,100万本とされており、昨年度から約7パーセント増加し、4価ワクチンに変更された平成27年度以降で最大の供給量となる見込みとなっており、換算すると成人量の約6,200万回分に相当する量とな

ります。総務省統計局の資料では、昨年9月15日時点における国内の総人口約1億2,600万人のうち、65歳以上の高齢者が約3,600万人、15歳未満の子どもが約1,500万人を占めています。飛騨市内の医療機関が確保できる量を予測することは困難ですが、単純に国内人口に対するワクチン量からすると、国民全員は無理としても、重症化しやすい65歳以上の高齢者や子どもなどに対するワクチン量は確保されるものと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○9番（前川文博）

今、数字いただきました。回数とかそちらのほうは若干減ったということでもわかりました。一番重要なこのワクチンの確保の話なんですけども、昨日の澤議員の答弁の中で、高齢者は70パーセントと仮定してたしか7,000人。医療関係・介護者含めて3,500人ということで、1万500人が助成対象ということでしたが、これ100パーセントを受けるとプラス3,000人なので、1万3,500人なんですよね。7割で1万500人で、昨年受けたのが8,332人ということで、2,000人ぐらいのワクチンがまだいるのかなと。7パーセント、製造が増えているので、多少きて何とかこれならいけるのかなと思うんですけども、もしこれ高齢の方々皆さん受けて、もっと足らないような状況ということは考えられますか。どうですか、70パーセント以上の方が接種しそうとか、そのへんはどうですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この積算につきましては、接種率70パーセントということで、積算したところでございます。これにつきましては、過去の接種率を参考とさせていただきます、いわゆる65歳以上の方の定期接種につきまして、平成27年度からの率を見ていきますと、平成27年度は55.5パーセント、平成28年度が56.2パーセント、平成29年度が53.5パーセント、平成30年度が55.9パーセント、令和元年度が58.3パーセントという推移でございます。若干の伸びを入れまして、7割ということで算定しているところでございます。

○9番（前川文博）

わかりました。今、接種率が50パーセント台、6割届いていないので、1割余分にみたということであれば、何とかなるのかなと思います。先ほども医師会という話もありましたが、医師会を通じてですね、どれぐらい確保できているのかということきちんと把握しておいていただければと思います。

それでは3点目、防災対策に入ります。1点目ですが避難勧告について。2点目、高原川の河床掘り下げについて。3点目、船津地域の地番表示についての3つを伺います。7月の豪雨に避難勧告が船津地域に発令されました。町内名で細かく指示が出されたこ

とはよかったですのですが、一部関係のない町内まで含まれておりました。コロナの関係もあり、避難所よりも近親者宅への避難者も多くみられました。そこで3点お伺いいたします。避難勧告と避難指示についてです。避難勧告と避難指示がわかりにくいとのことで、今後避難指示として発令されるようですが、発令のタイミングはどのように見極めていくのでしょうか。

2点目、高原川の河床掘下げについてです。高原川の氾濫予測区域は消防署付近から船津座付近となっております。大島河原は、川の流速が落ち、水が滞留しやすいところです。そのため、土砂が溜まり、河床が上がってきています。

また、以前にも質問いたしました、高原川を横断する導水管が高原川の流れを阻害しているのも要因の一つでもあります。昨今の災害は、地元から懸念されていた箇所が長年手をつけられず、50年、100年に一度というような雨量が降り、災害につながっているところが多くあります。早急に大島地域の河床の掘下げ対応が必要だと思っておりますが、以前はあそこの止水板が木で流れていくから大丈夫だということも言われておりますが、やはり浸水地域であります。ここに対する浸水対策としての考えを伺います。

3点目です。船津地域の地番表示について伺います。5月の火災発生時におきまして、119番通報で何回も「船津何番地ですか」と聞かれたとの話がまだ出てきます。船津に住んでいても、自宅付近の番地は何となくわかりますが、ほとんどの方は1本隣の町内の番地はわからないのが実情です。旅行者などは船津という場所もわからないでしょう。急病で119番通報しても、GPS情報が発信されていれば、消防で位置の特定ができますが、地名もわからないのでは確認に時間がかかります。神岡の市街地には電柱に「本町1」とか「西里3」とか通称名の表示看板が5年ほど前に取り付けられました。現在ある電柱の表示に通称の町内名とここは船津何番地付近との表示があれば混乱が発生しないと考えますがこのような改良はできないのでしょうか。お伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

避難勧告についてお答えいたします。避難勧告と避難指示は、1961年に災害対策基本法で規定されました。避難勧告は避難に必要な時間などを考慮して前もって発令される情報で、避難指示は災害発生の際の緊迫度が高まって住民に重ねて避難を促す場合などに市町村が発するものです。

避難情報などを5段階の危険度で示す「警戒レベル」が昨年5月に導入された際、勧告・指示とも上から2番目のレベル「4」に位置づけられました。しかし、勧告と指示をめぐっては災害が起こるたびに「違いがわかりづらい」などの指摘がされてきました。

このため、政府は災害時に市町村が出す避難情報のうち「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化する方針を固めたと報じられています。内閣府の作業部会で今後、新た

な案を取りまとめ、災害対策基本法が改正になると思われます。

今後、災害対策基本法の改定に伴い、新たな発令の基準が国から示されると思いますが、現在の避難勧告の基準が、新しい避難指示の基準になると予測しております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

2点目の高原川の河床掘下げについてお答えします。平成29年9月議会でも前川議員に答弁させていただきましたが、河川管理者である古川土木事務所に確認したところ、当該地区は近年浸水被害がないことから、市内で近年浸水被害等を受けている河川整備を優先して実施しているとの回答でした。今回、改めて当該箇所について古川土木事務所に確認したところ、河川パトロールにより現地確認を行っているが、異常な土砂堆積は見られないと報告を受けております。また、導水管の影響については、高原川を横断する導水管の堰が設置されている位置は、比較的河川の断面積が大きい位置に設置され、洪水に対する一定の配慮がされていることから、影響は少ないものと考えているとのことでした。当該箇所の河川整備は必要であると認識はしているものの、近年災害が発生している、より危険な他の事業箇所を優先して整備を進めており、早期の事業化は困難とのことであり、今後も河川パトロール等により、異常な土砂堆積や河川施設の維持管理の面から必要と判断した場合には対策を実施すると伺っております。なお、本年度は船津橋上流の左岸で河川内の流木等の伐採を実施していただきました。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて、答弁を求めます。

〔消防長 中畑和也 登壇〕

□消防長（中畑和也）

答弁をする前に先ほどは高原議員、救急の日のPRどうもありがとうございました。

それでは、議員ご質問の船津地域の地番表示についてお答えします。119番通報ですが、神岡町の通称名で通報されても場所の確認には問題ありません。119番通報を受信すると、地図検索装置にて通報場所が表示されます。固定電話からですと、NTTの登録情報で、登録者名、電話番号、住所、番地、通称名が表示されます。次に、携帯電話で119番通報されますと、携帯電話のGPS機能により、通報場所が地図上に表示されます。この場合、GPSの精度によっては数メートルから数千メートルの誤差が生じます。職員は、固定電話、携帯電話にかかわらず出動場所の間違いをなくすため、地図表示と照らし合わせ目標物、隣のお宅の名前、住所、世帯主などをお聞きし、場所の確定をします。出動については、通話中であっても、場所、内容がある程度把握でき

ればすぐに出勤指令をします。詳しい内容や場所は出勤途上に無線などで追加情報として連絡します。このような対応を日々全ての出勤について行っております。なお、議員ご提案の電柱への住所表記は、土地勘のない方に対しては大変有用と考えますが、詳細な番地を記入するまでは必要なく、現在行われている通称名での表記で十分対応可能と考えております。

〔消防長 中畑和也 着席〕

○9番（前川文博）

3点の答弁でした。3点目の今消防署の話ですけれども、通称名でオーケーということで間違いのないと思うんですけども、この5月のとき、くどいくらいに「何番地、何番地」と聞かれたということがやっぱりいろいろな方から聞いたものですから、それをもとにこういうことをやったらどうだというのが今地元の人から出た話だったんです。119番は録音しているので、本当のところは聞けばね、わかると思うのですが、私たち聞くことがないので、実際何があったのかわかりませんが、通称名でオーケーだということをお願いしたので、これでまた私たちも話をさせていただいていけば済む話かなと思っております。

それから2点目の河床の話ですけれども、平成29年、前に質問したときと内容的にはほぼ一緒の答弁でした。たしかに導水管もあって、それを壊すという部分も仕方ないんですけども、私たち地元の者から考えると、上流でとった川の水を導水管を通って行ってそこでわざわざ川渡って反対側に入るのもむだじゃないのかなというのも思ったりして、それならあそこでとればいいのいいなというのもありながら、また今回、避難勧告が出たということで、その企業のほうの利益をとるのか、住民の生活基盤をとるのかという話もちょっと最近出ました。今後50年、100年に一度というのが本当にも毎年起きるんじゃないかというときにやっぱりその都度、緊張感が出てまいりますので、何かのタイミングでですね、水利権とかあると思いますが、そういったときを狙ってでも、何か対応していただきたいと思いますが、その点について、部長、しっかりとやっていただけるということをお願いしたいのですがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

水利権といいますか、この許可権者自体は飛騨市ではありませんので、何とも言えないところありますが、国の発電ですので、国の許可権者になろうかと思えますし、管理者は岐阜県ということになっております。今の認可の期間を過ぎる場合なんかには、また意見聴取等もありますし、また今いろいろなところで国の機関とも調整を図る事案等もありますので、またそういう機会を使って要望させていただきたいと思っておりますので、お願いします。

○9番（前川文博）

ぜひともですね、今水に戻せとか土砂を埋めるなどかというところもありますので、そういったときにはまた力強いあと添えをしていただきたいと思います。

それでは、4点目に入ります。議案第94号、特殊勤務手当に関する条例について質問いたします。3点です。特殊勤務手当は現場から出た要望なのか。2点目、規則で定める対象となる作業と支給対象者は。3点目、感染日の確認はできるのかということです。今回新型コロナ感染者に接する業務を行う者に特殊勤務手当を支払うことができる条例が提出されました。5月の委員会の場において、市民病院の医師に特殊勤務手当が必要ではないかと聞いたところ、感染対策をしており、必要がない旨の内容でした。今回どのような経緯でこの特殊勤務手当の話が出てきたのか不思議であります。

1点目です。特殊勤務手当は現場からの要望だったのかということです。5月の時点では対策ができていいるから必要がない方向でした。その時点で特殊勤務手当を導入している病院なども全国にはありました。なぜ、この時期にどのような理由からこの条例が提出されたのか伺います。2点目、規則で定める対象となる作業と支給対象者です。どのような作業をした場合に特殊勤務手当の支給対象になるのでしょうか。また、他の自治体ではどのような場合が対象となっているのか伺います。3点目、感染日の確認です。新型コロナ感染の疑いがあると医師が判断した場合に特殊勤務手当の要件を満たします。受診した日や搬送日に感染の疑いがなく、後日陽性が判明した場合、保健所の調査により市で対応した日以前に感染していたことが確認できれば遡及して支給となっていますが、感染日の確定はできるのでしょうか。お答えください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、議案第94号、特殊勤務手当に関する条例についてにお答えいたします。特殊勤務手当は現場からの要望かについてでございます。

職員の給与は、国家公務員に準じて支給ができるものであり、自治体の裁量のみで手当を新設できるものではございません。実際に、国の基準を超えた市独自に設置した手当については見直すよう、総務省から個別に指導も行われております。

今回上程しております手当は、業務の特殊性に応じて支給される手当であり、国では3月18日に人事院規則を改正し、総務省から4月21日付で各自治体に対し、地域の実情に応じ適切に対応するよう通知があり、当市も国に準じ新設するものです。

なぜこの時期かについてですが、総務省から通知を受けて以来、県内状況の確認や関係部署との協議を重ね、対象者や作業内容の基本的な考え方の統一が図れたため、今議会での上程となりました。

なお、議員からご発言のあった、特別委員会での市民病院の医師とのやりとりですが、

議事録も確認したところ、「対策をしているので手当の必要はない」のではなく、「感染者を診ていないので手当は不要」である旨の内容であったことを確認しました。

次に規則で定める対象の措置と支給対象はについてお答えします。対象となる措置は3つあり、1つ目に、感染症患者又は感染症の疑いがある患者の救護。2つ目に、病原体の付着した物件又は病原体の付着の危険性がある物件の処理作業。3つ目に、その他市長が認める緊急的に行われた措置に係る作業です。その他市長が認める作業については、業務ごとの対象者と作業内容により支給金額を設けることとなります。支給対象者は職種を問わず全職員としていますが、現状では、作業等の内容から主に医療に従事する職員及び消防職員を想定しています。

次に、他の自治体の状況ですが、8月に実施された県の調査では、21市中、制定済みが9市、9月議会または今年度中の制定予定の市が8市あります。既に制定済の市の改正内容を見てもみると、運営する病院や診療所における施設の規模等の相違はあるものの国に準じたものとなっています。

3点目の感染日の確定はできるのかについてお答えします。感染日の特定は困難ですが、その場合は、外来受診日等に保健所から濃厚接触者と認定された場合に支給することとなります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○9番（前川文博）

今、3つお答えいただきました。3点目のほうですね、今、感染日の確定は困難だという話がありました。保健所からの連絡があって、濃厚接触者の確認ということですが、今、濃厚接触者というのは、どういった定義になっていますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

1メートル以内で、マスクをせずに会話をしたというようなこととか、15分以上、そのような状態が続いたときという定義があると認識しております。

○9番（前川文博）

けさ、私もテレビを見まして最近変わってきているのが、1メートル以内で15分以上の会話、そしてマスク、感染対策をしていない場合なんですよ。そうしますと、この条例つくって、今の病院の関係者また消防の方というのは、マスクはされて勤務されますよね。そうすると、この濃厚接触者というのは対象から外れるということよろしいですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

病院等で疑いのある患者、今医師が判定するという場合はありますが、わからなかつ

た場合に、あとから出てきた場合に濃厚接触者として認定された場合とのことですので、病院等については支給されないということになるかと思えます。

○9番（前川文博）

私、これせっかくつくるのであれば、払える手当にしなければいけないと思うんです。これちょっとほかのところで聞いたんですけども、例えば原子力発電所、ここは防護服を着ると。着た防護服の色によって1日、いくらという手当がもう出る。それから原子炉の中に入っていくということで、そういう放射線の場所に入っていきんで、それによって手当が出る。今のこのコロナの場合、防護服を着て、感染対象の服を着て、作業をするのであれば、本来であれば、その着た時点で手当を出すのが普通じゃないかという話もあるんですが、その点は話は何かでませんでしたか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

消防なんかの救護の場合ですと、現在熱があるというような通報があったときに防護服等を着て出勤されるということでございますけれども、実際に防護服を着て行って、かぜとの違いがわからないものですから、そういう体制でいくということなんです。そういう場合においても、後々その実際に37度以上が何時間続いたとか、そういうコロナの疑いのことを病院等で聞いて、本当にそういう疑いがあったという場合に支給するというようなことで対応したいというふうに考えているところでございます。

○9番（前川文博）

さっきの濃厚者もたしか2日前までしか遡らないというのがついていたと思いますが、やっぱりあの誰が見てもわかりやすく、その手当が支払えることが必要だと思うんです。じゃないと、手当をもらうほうからすると、もらえた、もらえないの、不平等ってのもでてきたりしますので、きちんとここは明確にしていきたいと思います。今回、条例ですでにございますので、今後、総務常任委員会で、これはまた審査をさせていただきますが、規定を定めると書いてありますので、その規定をちょっと出していただければ中身が審査できやすいと思いますが、その点いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今回の手当につきましては、おっしゃるとおりいろいろなケースがあって、どこをとということもなかなか難しいところでございますので、総務省等にも確認しまして、委員会までにしっかりとした、こういう場合にだせるというようなことはださせていただきたいというふうに思っています。

△市長（都竹淳也）

ちょっと補足しますが、特殊勤務手当は基本的に地方公務員法上で決まってきて、そ

れに準じてやるものですから疑義があるときは総務省に確認しながら決めていくということになります。ですから、そういうケースがあって判断つかない場合、ここであらゆるケースを想定しきるのではなくて、そのときにあわせて問い合わせをして決めていく。これが基本でございますので、そういう対応になると思います。

○9番（前川文博）

わかりました。何はともあれ、次、委員会がありますので、そちらの中でもう少し聞かさせていただきたいと思います。以上で、一般質問を終わらせていただきます。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。

以上で、質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただいま議題となっております、議案第94号、飛騨市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第105号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）までの12案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第106号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第5号）から議案第111号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）までの6案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、議案第106号から議案第111号までの6案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

次に議題となっております認定第1号、令和元年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、令和元年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件につきましては議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。9月10日から9月23日までの14日間は、常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会審査等のため本会議を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって9月10日から9月23日までの14日間は、本会議を休会することに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、9月24日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

（ 散会 午後4時07分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（7番）

住田清美

飛騨市議会議員（8番）

徳島純次